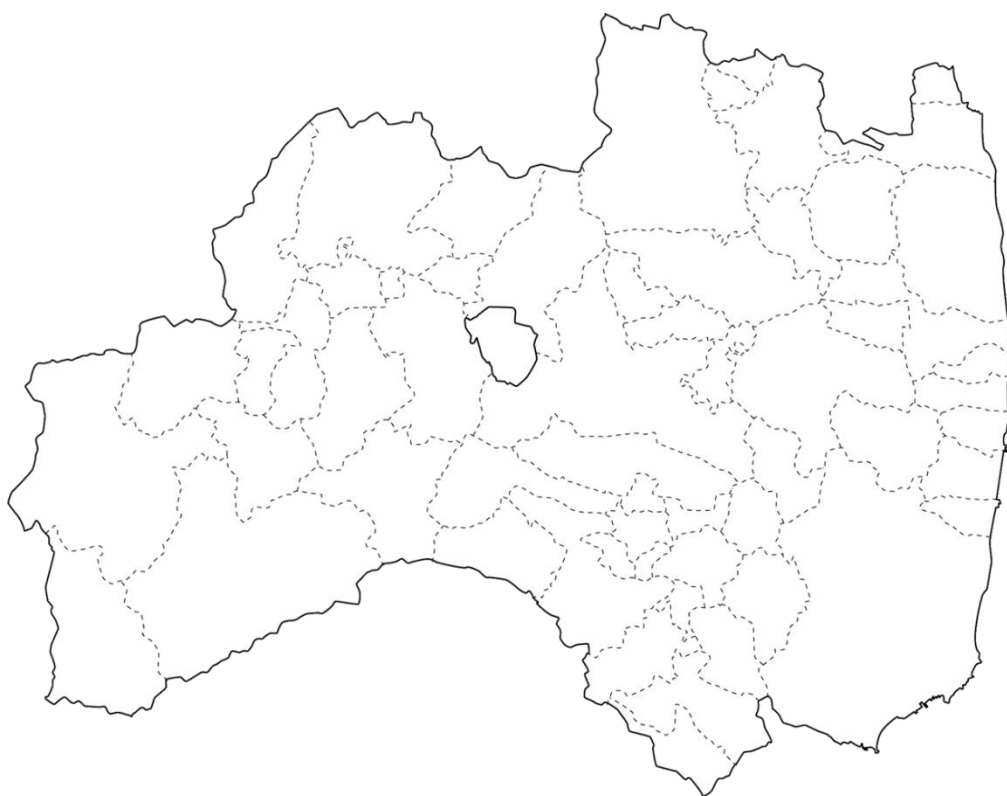




福島県後期高齢者医療広域連合
第四次広域計画

【令和6年度～令和11年度】



令和6年2月策定

目 次

第1	広域計画の概要	
1	高齢者医療制度と広域計画の沿革	1
2	広域計画の趣旨	2
3	広域計画の項目	3
4	広域計画の期間及び改定	3
第2	現状と課題	
1	今後予想される社会変化	4
2	福島県の後期高齢者医療制度の状況	5
3	保険者としての課題	9
第3	基本目標と施策の方向性	
1	基本目標	12
2	施策の方向性	12
第4	広域連合及び構成市町村が行う事務	14
第5	広域計画推進のための連携体制	
1	広域連合と構成市町村の連携	16
2	広域連合と関係機関の連携	16
資料編		
1	福島県後期高齢者医療広域連合規約	18
2	後期高齢者医療制度について	23
3	後期高齢者医療概況	32

第1 広域計画の概要

1 高齢者医療制度と広域計画の沿革

わが国の医療制度は、誰もがいつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険の仕組みとして、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現する上で大きく貢献してきました。しかしながら、急速な少子高齢化の進行、医療費の増加など、環境の変化により、高齢者医療を社会全体で支える新しい医療保険制度が必要とされ、平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されました。その後、制度のあり方について議論されましたが、平成25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、後期高齢者医療制度の継続が決定しました。

後期高齢者医療制度では、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営主体となり、市町村との事務分担を明確にし、連携強化を図りながら、適切かつ円滑な運営が求められており、その事務を総合的かつ計画的に推進するために「広域計画」を策定することとされています。

本広域連合においては、平成19年度から平成23年度までの5年間を期間とする第一次広域計画、平成24年度から平成29年度までの6年間を期間とする第二次広域計画、そして、平成30年度から令和5年度までの6年間を期間とする第三次広域計画を策定し、各種施策・事業に取り組んできました。この間、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故等」という。）により、避難生活を余儀なくされた高齢者への対応として、保険料の減免や一部負担金の免除を行い、避難先においても安心して医療を受けることができるように対応してきたところです。

今後、わが国は、令和7年には団塊の世代全ての方々が後期高齢者となることによって生じる「2025年問題」が、令和22年には団塊ジュニア世代の方々が65歳以上となり生じる「2040年問題」に直面することが想定されています。

このような中、国では、令和元年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討を行い、令和2年12月に全世代型社会保障改革の方針を閣議決定し、令和3年に少子化対策、医療分野の関連法案が成立しました。

その後、令和5年5月には、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、後期高齢者医療制度について、「現役世代と高齢者の給付と負担のバランスの是正」、「出産育児一時金への支援の導入」などの方針が定められました。

その他の動きでは、「マイナンバーカードと保険証の一体化」、「原発事故による避難指示区域等の解除に伴う保険料減免措置等の段階的な見直し」のほか、令和6年度からは「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施^{*}」を全ての市町村で行うなど、大きな動きが生じてきており、後期高齢者医療制度は、新たなステージを迎えています。

こうしたことから、今後の社会動向を注視しつつ、情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するとともに、後期高齢者医療制度の安定した運営のため、本広域連合と構成市町村の連携をより深めて取り組むものとして、第三次広域計画を見直し、『福島県後期高齢者医療広域連合 第四次広域計画』（以下「第四次広域計画」という。）を策定するものです。

※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

保健事業と介護予防の取組を連携して、高齢者が健康に生活できるようにするための仕組み。個々の生活習慣病リスクや生活機能低下のリスクに応じて、保健事業から介護予防事業、または介護予防事業から保健事業による介入につなぎ、切れ目ない包括的な支援を実施する。

2 広域計画の趣旨

第四次広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定する計画です。

（広域計画）

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない。

5・6 （略）

この広域計画に基づいて総合的かつ計画的に施策を実施することにより、広域的な政策や行政需要に適切に対応していくことを目的としています。

第四次広域計画は、令和6年度以降の後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために、現状と課題を踏まえ、本広域連合と構成市町村が相互に役割を分担し、連絡調整や連携を図りながら運営する事項について定めるものです。

3 広域計画の項目

第四次広域計画は、福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号。以下「規約」という。）第5条に基づき、次の項目について定めるものとします。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して本広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事。
- (2) 広域計画の実施期間に関する事。
- (3) 広域計画の改定に関する事。

4 広域計画の期間及び改定

第四次広域計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

ただし、国の制度改正や社会経済状況の変化などにより、変更することが適当であると広域連合長が認めるときは、必要に応じて見直し、改定を行います。

期間の考え方については、国・県の医療費適正化計画や広域連合の保健事業実施計画など、関連する主な計画と期間を合わせ、1期6年間としたものです。

第2 現状と課題

1 今後予想される社会変化

日本は長期的な少子高齢化時代となり、総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯・高齢者のみ世帯の増加、多様な働き方の広まりによる社会の多様化など、社会変化のスピードが加速度的に増えています。これまでの家族像や社会構造を前提とした仕組みを変え、すべての世代が公平に支え合う、持続可能な社会保障制度を構築していく必要があります。

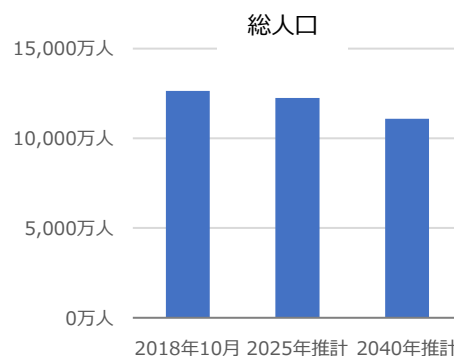
今後、社会保障の費用増大に加え、現役世代の人口急減という新たな局面への対応策として、①多様な就労・社会参加の促進、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービス改革、④給付と負担の見直しによる社会保障の持続可能性の確保などが求められます。

【図表1 「2025年問題」と「2040年問題」】

2025年問題	2040年問題
<ul style="list-style-type: none"> ●団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる。 ●高齢者の割合：約30% ●後期高齢者の割合：約18% ●高齢者人口増加の「過渡期」 ●社会保障の「費用不足」が大きな問題 	<ul style="list-style-type: none"> ●団塊ジュニア世代が65歳以上となる。 ●高齢者の割合：約35% ●後期高齢者の割合：約20% ●高齢者人口増加の「ピーク」 ●生産年齢人口の減少による「持続可能性」そのものが大きな問題

【図表2 超高齢化社会と労働力不足の深刻化】

人口区分	2018年10月	2025年推計	2040年推計
総人口	1億2,644万人	1億2,254万人	1億1,092万人
生産年齢人口(割合) ※15歳～64歳	7,545万人 (59.7%)	7,170万人 (58.5%)	5,978万人 (53.9%)
65歳以上の人口 (割合)	3,558万人 (28.1%)	3,677万人 (30.0%)	3,921万人 (35.3%)
75歳以上の人口 (割合)	1,798万人 (14.2%)	2,180万人 (17.8%)	2,239万人 (20.2%)

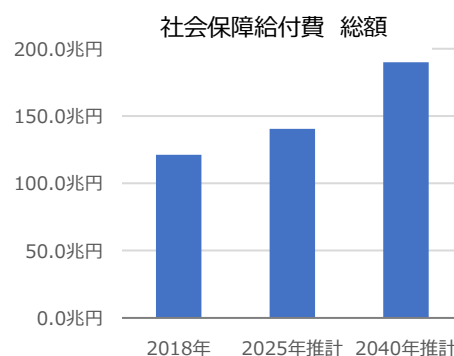


出典：2018年10月人口：総務省「人口推計」

2025年推計・2040年推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

【図表3 社会保障給付費の推計】

社会保障給付費	2018年	2025年推計	2040年推計
総額	121.3兆円	140.6兆円	190.0兆円
年金	56.7兆円	59.9兆円	73.2兆円
医療	39.2兆円	47.8兆円	68.5兆円
介護	10.7兆円	15.3兆円	25.8兆円



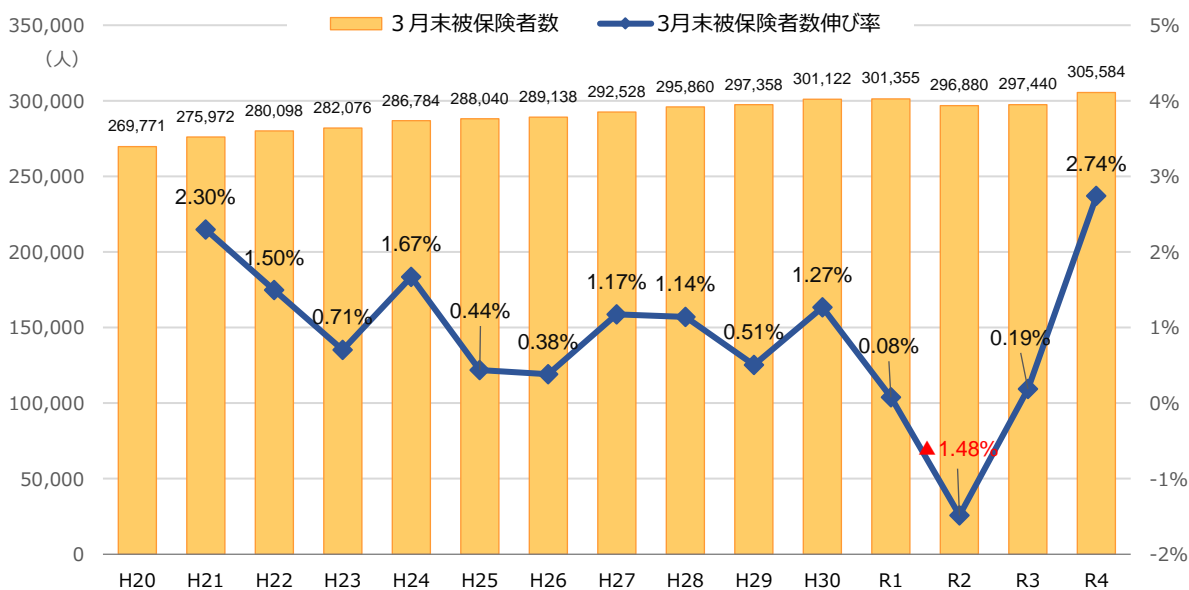
出典：（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省平成30年5月21日）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」

2 福島県の後期高齢者医療制度の状況

(1) 被保険者の状況

本広域連合の被保険者数（各年度3月31日現在）については、制度発足初年度の平成20年度の269,771人から年々増加してきましたが、令和2年度は減少に転じました。これは、第二次世界大戦終戦前後の出生数が少なかったことによるものと考えられます。令和4年からは、令和7年にかけて団塊の世代が順次75歳に到達することから、急激な伸び率となっています。

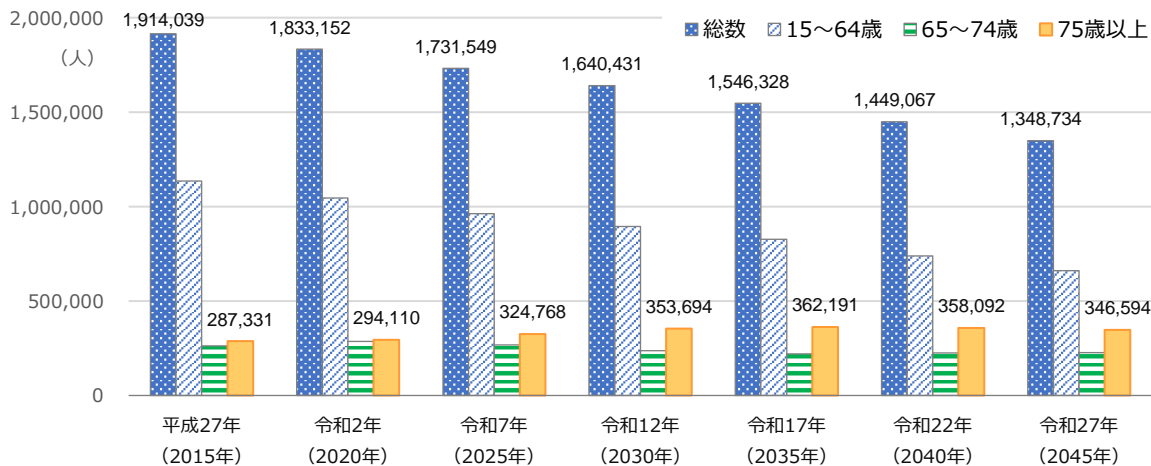
【図表4 被保険者数と伸び率の推移（各年度3月末日現在）】



出典：厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告（事業月報）」

今後の被保険者数の見込みとして、福島県内の人口推計では、75歳以上の人口が令和7年には324,768人、令和17年には362,191人とピークを迎えるものと推計されており、被保険者も大幅に増加するものと予測されます。

【図表5 福島県の総人口及び高齢者人口等の推計】

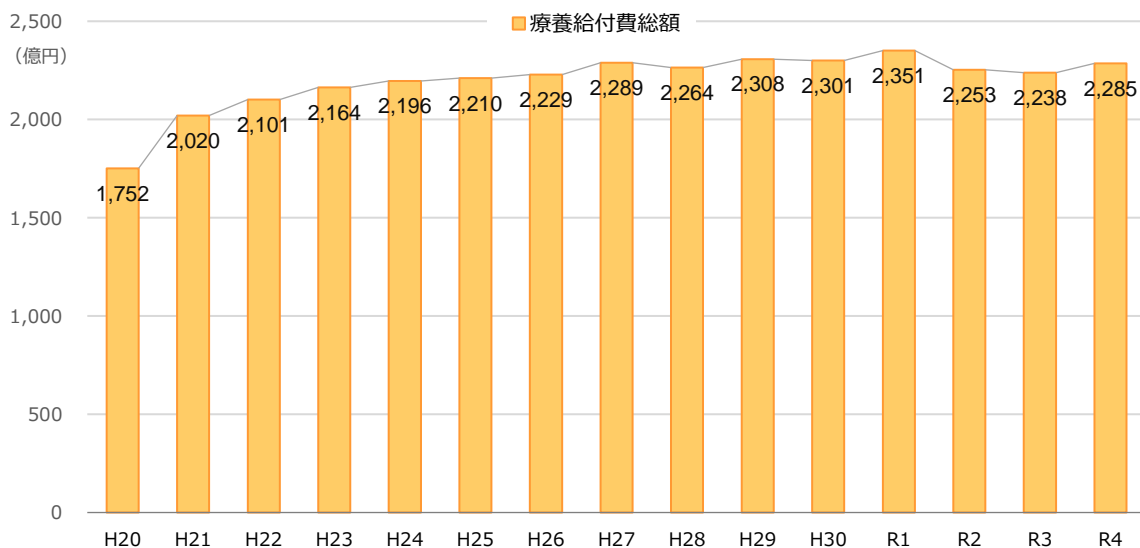


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(2) 後期高齢者医療費等の状況

本広域連合で給付している療養給付費等（各年度3月31日現在）については、平成21年度には2,020億円でしたが、令和元年度には2,351億円と、多少の増減はありながらも大きく増加してきました。令和2年度と3年度には、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控え等の影響により減少しましたが、令和4年度では2,285億円に増加しています。

【図表6 療養給付費等の推移（各年度3月末日現在）】



※平成20年度は、制度開始当初のため11ヶ月の合計
出典：本広域連合「主要な施策の成果等報告書」

今後の医療費の見込みとして、福島県が算出した将来推計（厚生労働省が作成した「第4期医療費適正化計画都道府県医療費の将来推計ツール」を用いて推計）によれば、医療費の適正化を行わなかった場合の本県後期高齢者医療費は、令和11年度には約3,428億円になると推計されます。療養給付費等においても、相当の増加が予測されるところです。

【図表7 医療費の見込み（全体・制度区分別）】

(単位：億円)

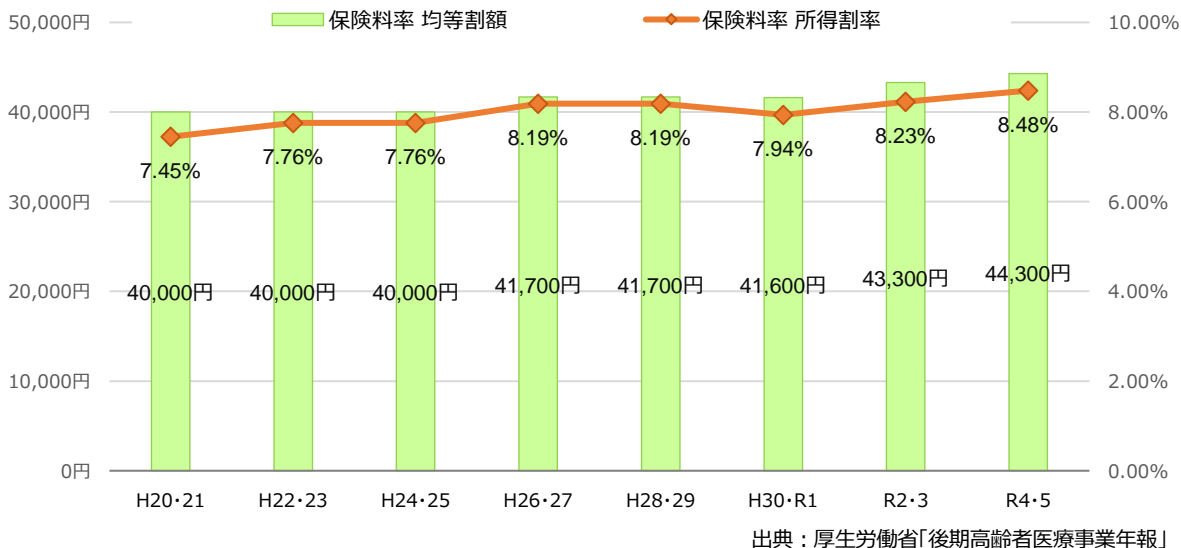
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和6年度と11年度の比較
全体	6,110	6,203	6,290	6,378	6,467	6,558	448
	6,192	6,286	6,373	6,462	6,553	6,644	452
うち後期高齢者医療分	2,853	2,952	3,075	3,182	3,285	3,384	531
	2,891	2,992	3,116	3,224	3,328	3,428	537
全体に占める割合	46.69%	47.59%	48.89%	49.89%	50.80%	51.60%	—
	46.69%	47.60%	48.89%	49.89%	50.79%	51.60%	—

※上段は医療費適正化を行った場合、下段は医療費適正化を行わなかった場合の医療費
出典：福島県「第4期福島県医療費適正化計画（素案）」

(3) 保険料等の状況

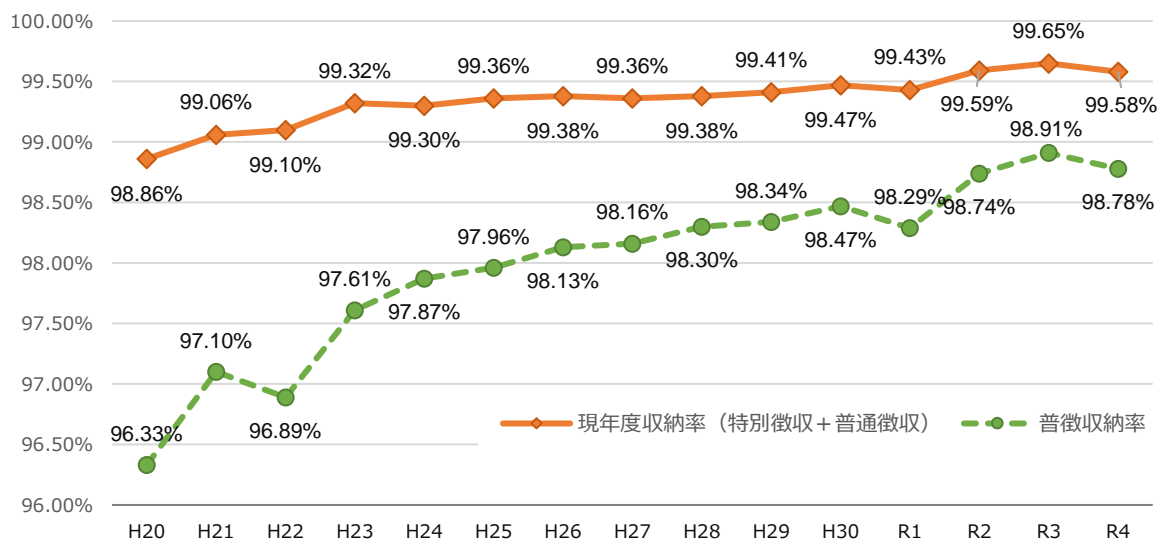
療養費の給付等に必要な額の約1割を被保険者が負担、現役世代からの支援金で約4割、国・県・市町村が約5割を負担するものとされています。保険料率の改定は、2年を1期として算定し、適切な料率設定に努めてきました。

【図表8 保険料率の推移】



保険料徴収の方法は、年金からの特別徴収が約65%、納付書や口座振替で納める普通徴収では約35%の割合となっています。健全財政を支える収納率の向上のため、毎年度収納対策計画を策定し、市町村収納担当者に向けた研修会を地域別実施するなどの取組を進め、令和2年度以降、現年分保険料収納率全体で99.5%を超える収納率となりました。

【図表9 現年分保険料収納率の推移（各年度翌年5月末日現在）】



出典：厚生労働省「後期高齢者医療事業年報」

(4) 平均余命と平均自立期間

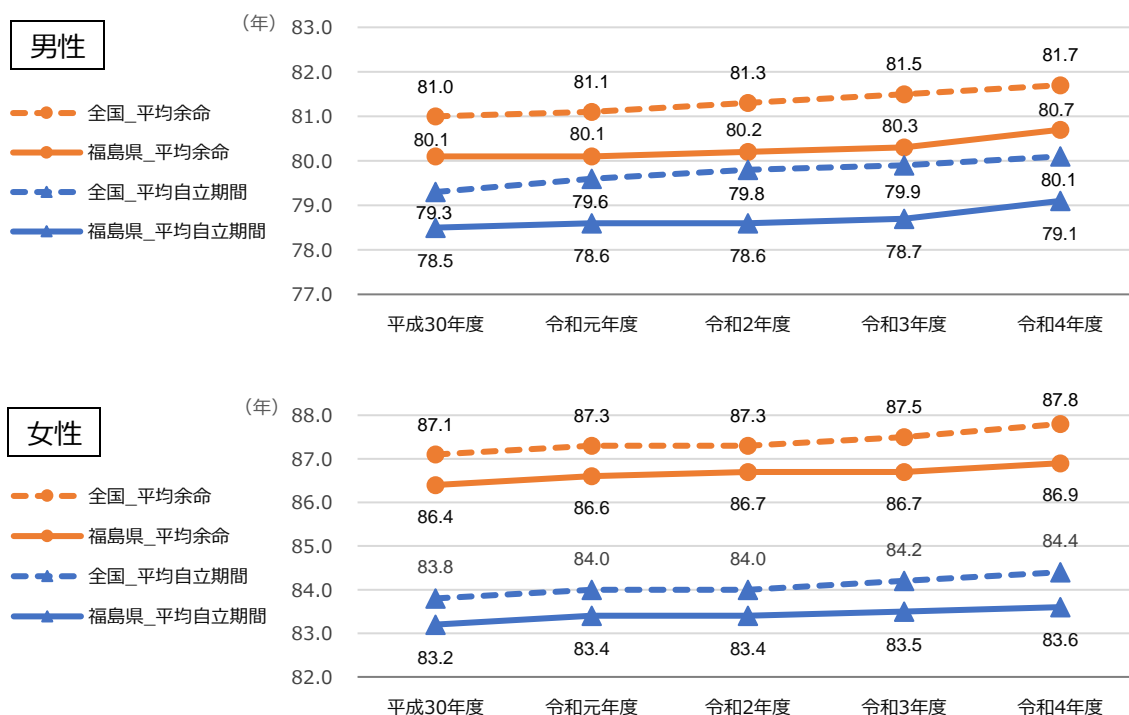
本県の平均自立期間（要介護2以上を不健康な状態とみなした場合、平均余命からこの不健康期間を除いたもの）は、令和3年で比較すると、全都道府県の中で男女ともにワースト2位となっています。健康で自立した生活を送るためには、この平均自立期間を延ばす取組が重要となります。

【図表 10 都道府県別平均自立期間
(令和3年)】

男性			女性		
	全国	80.0		全国	84.3
1位	長野県	81.4	1位	長野県	85.1
2位	滋賀県	81.2	2位	島根県	85.0
3位	奈良県	81.0	2位	広島県	85.0
:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:
44位	沖縄県	78.8	44位	秋田県	83.8
45位	福島県	78.8	46位	福島県	83.3
47位	青森県	78.0	47位	青森県	83.1

出典：国民健康保険中央会 令和5年7月

【図表 11 平均余命と平均自立期間の推移】



出典：KDBシステムデータ「地域の全体像の把握」

※データ出典元が異なるため、図表10と図表11では、数値が異なることに留意。

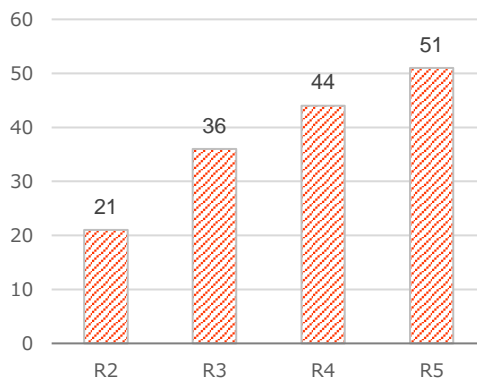
(5) 高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施による健康の保持増進

後期高齢者は、前期高齢者と比較して加齢に伴う心身の虚弱化が出現する状態（いわゆるフレイル）の進行に伴い、複数の慢性疾患を有することが多くなります。その結果、医療機関の頻回・重複受診や多剤服用による有害事象が生じやすい傾向が顕著となり、医療と介護の両方の必要性がある方が増加していきます。

また、高齢者に対しては生活習慣病等の発症予防の取組よりも重症化予防の取組効果が大きいとされ、壮年期からの連続した取組が行われてきましたが、健康状態、心身機能、生活状況等の個人差が大きいにもかかわらず、年齢による医療保険制度間の異動に伴い、保険者が健康状態を十分に把握できなかったことから、各人の状況に応じた支援が重要視されるようになりました。

このため、市町村が中心となった「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組を令和2年4月から開始し、高齢者の身近な立場で保健事業や介護予防を実施している市町村に広域連合が委託し、後期高齢者の保健事業について、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業等と継続的かつ一体的に実施する体制整備を進めてきました。令和5年度には、県内51市町村が取組を開始しています。

【図表 12 一体的実施取組市町村数】



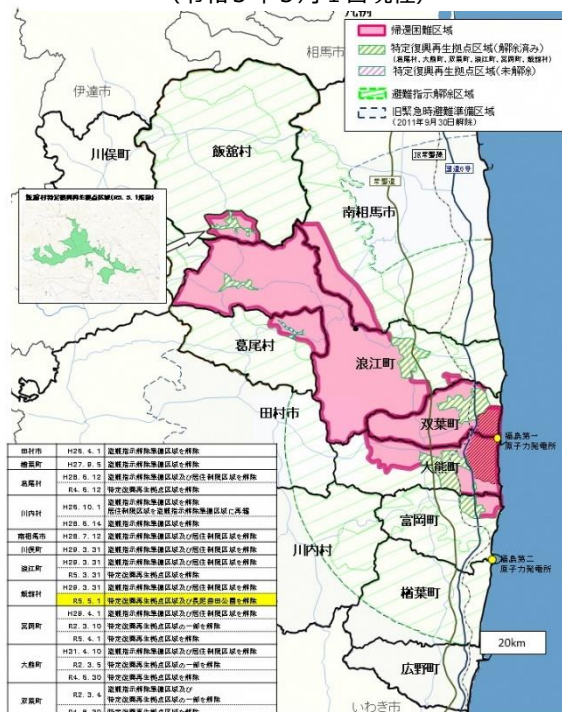
(6) 福島第一原発事故等後の状況

福島第一原発事故等による住民避難の状況については、段階的に避難指示等の解除がされてきましたが、令和5年6月現在においても、2万7千人もの住民の避難が続いています。

発生以降、避難指示等区域に居住していた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除が継続して行われてきましたが、令和4年4月に、避難指示区域等の解除から10年程度を目安に終了するとの基本方針が示されました。これにより、平成26年までに避難指示等が解除された地域において、令和5年度から保険料の減免の見直しが始まり、令和7年度には一部負担金の免除の見直しがされる予定です。平成27年以降に避難指示等が解除された地域においても、保険料の減免及び一部負担金の免除の見直しを段階的に行うこととされています。

【図表 13 避難指示区域の概念図】

(令和5年5月1日現在)



3 保険者としての課題

後期高齢者の増加とそれに伴う医療費等の増加が急速に進むと予測される中、後期高齢者医療制度を運営する広域連合としては、被保険者の負担をできる限り抑えながら、その幸福度を向上させるとともに、安定した制度運営により適切な医療を受けられるようにしていくことが最大の課題です。被保険者の健康の保持・増進を図りながら、医療費の過度な増大を抑制し、健全財政を維持していくことが重要です。

(1) 健康の保持増進

とりわけ本県は、令和3年度の平均自立期間が男女ともに全都道府県の中でワースト2位となるなど、全国的に望ましくない状況にあり、被保険者ができるだけ長く健康で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の心身の特性を踏まえた保健事業を推進することが必要です。

構成市町村と連携して「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進し、被保険者の健康増進と病気の未然防止を図るとともに、病気の早期発見・早期対応、重症化予防を進めることにより、被保険者の生活の質の維持・向上と合わせて、医療費や介護給付費の減少につながることを期待できます。

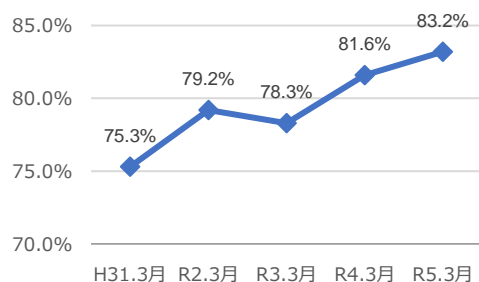
被保険者にも、主体的に健康の保持増進に取り組むよう自助努力を促し、実効性を高めていくことが求められます。

(2) 医療費の適正化

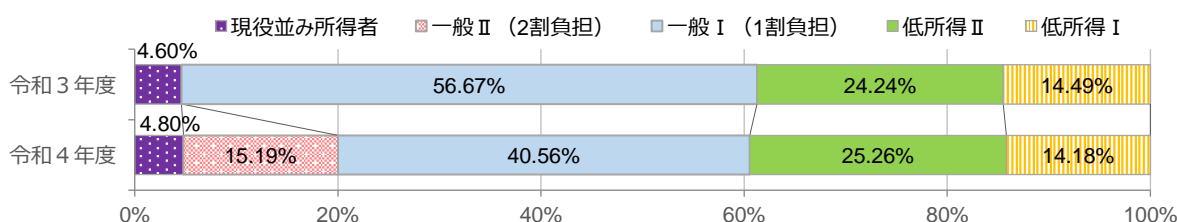
一方、医療費適正化の取組では、レセプト二次点検や第三者行為求償に係る事務をさらに進めることや、国が目標としてきた「ジェネリック医薬品の利用率80%」を、今後も高い水準で維持・上昇させていくことが必要です。適正化には被保険者の理解と行動変容が不可欠なため、医療費のお知らせなどを通して、被保険者の医療費へのコスト意識の醸成を図ることも必要です。

第三次計画期間中の制度に関わる大きな動きとしては、「現役世代と高齢者の給付と負担のバランスの是正」を主な方針として、医療費給付等で、窓口負担を従来の1割と3割の区分に加え2割の区分を設ける改正が令和4年10月から導入されました。本広域連合では、被保険者全体の約15%が2割負担へと移行しています。

【図表 14 ジェネリック医薬品の利用率】
(各年度3月現在)



【図表 15 窓口負担区分改正による割合の比較 (各年度3月末日現在)】



(3) 制度改正への対応や安定的な制度運営

保険料については、令和6年度以降において、保険料賦課限度額が66万円から80万円まで段階的に引き上げられるなど、所得状況による負担能力に重きを置くとともに、出産育児支援金への拠出が導入され、料率算定に大きな影響がある改正がされました。

そのほか、被保険者の資格管理や給付に大きく関わる「マイナンバーカードと健康保険証の

一体化」では、令和3年10月から本格運用が開始されているものの、一部で不正確な情報登録があったことなどが国民の不信を招いており、正確な情報による厳格な資格管理が求められています。国の制度改正に対し、本広域連合においても被保険者が安心して適正な医療を受けられることができるよう、的確に対応していく必要があります。

これらの度重なる制度改正による業務の複雑化、被保険者の急激な増加などに伴い、業務量も増大することが想定されますが、DX（デジタルトランスフォーメーション）による効率化の推進のほか、構成市町村や関係機関と連携して効率的、効果的な業務遂行に取り組むなど、業務の質を維持・向上させるための取組の強化が一層求められます。

福島第一原発事故等で避難対象となった被保険者への支援については、長期におよぶ避難生活で心身に不調をきたすことが懸念され、安心して医療を受けられる環境を継続して確保することが引き続き求められます。また、保険料の減免及び一部負担金の免除の段階的な見直しにあたっては、被保険者の十分な理解を得るために、関係機関と連携して周知広報に努める必要があります。

第3 基本目標と施策の方向性

現状と課題を踏まえ、第四次広域計画では、被保険者が、健康で自立した生活を送ることができ、医療が必要になったときには適正な医療給付を安心して受けられるよう、健全な財政と円滑な組織運営で制度を支えていくこととして、次のとおり基本目標と施策の方向性を示します。

この達成のため、広域連合と構成市町村が相互に役割を分担し、連携して展開していくものとします。

1 基本目標

本広域連合は、健全かつ円滑な制度運営の下、被保険者が安心して、できるだけ長く自立した生活を送り、適正な医療給付を受けることができることを目標とします。

2 施策の方向性

目標の達成に向けた施策の方向性については、大きく3つに分けて整理します。

(1) 高齢者保健事業の推進

被保険者の健康の保持・増進を図るため、医療・介護・健康診査データ等の分析結果を基に策定する「第3期保健事業計画（データヘルス計画）」により、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を推進します。

健康課題の把握と疾病の早期発見・予防のため、健康診査及び歯科口腔診査の受診促進を強化するとともに、構成市町村や関係機関と連携して、事業の着実な実施に努めるものとします。

高齢者保健事業の実施に当たっては、被保険者に身近な存在である市町村に委託して行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を中心に、生活習慣病等の重症化予防やフレイル予防を含む高齢者の健康づくりを柱として、市町村に向けた研修会開催、情報提供、個別の助言等を通して取組の拡大に努め、被保険者が進んで健康の保持・増進に取り組める環境整備と一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。

(2) 医療費適正化の推進

レセプト点検や療養費患者調査による過誤再審査請求を行うほか、給付原因が交通事故など第三者の行為によって生じた場合には、被保険者への確認を含めた求償手続を進め、適正な医療給付費の支出に努めます。また、一部負担金や診療報酬について返納が発生した場合には、速やかに対応し、確実な収入確保に努めます。

被保険者の健康や医療に対する理解を深めることとして、ジェネリック医薬品を利用した

場合の差額通知の送付やジェネリック医薬品希望シールの配布をするなど、引き続きジェネリック医薬品の利用促進を図ることや、一年間にかかった医療費をお知らせする医療費通知の送付などを通して、被保険者の医療費に対するコスト意識の醸成、適正受診の促進を図り、より一層の医療費の適正化に取り組みます。

(3) 持続可能な制度運営

ア 円滑な制度運営

DXによる業務の改善を進めるとともに、構成市町村や関係機関との連携のもと、迅速かつ効率的な事務処理を行うことにより、被保険者に対するサービスの向上に努めます。

マイナンバーカードの被保険者証利用に対応するため、構成市町村と連携した適正な資格情報の管理や迅速かつ正確な登録を行うことにより、被保険者が安心して医療を受けることができるように努めます。

福島第一原発事故等で避難対象となった被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除の見直しについて、国・県・市町村と連携して広報周知に努め、毎年変わる区分等に留意し適正な事務処理を行います。

保有する被保険者の個人情報について、各法令や情報セキュリティポリシーに基づき厳格な管理を徹底し、情報漏洩等のリスク対策に努めます。

イ 健全な財政運営

医療給付費や事務費等の歳出を適正に見込み、それに合わせ、財源に過不足が生じないように、国・県の補助金等を最大限に活用した歳入計画を立て、健全な財政運営に努めます。

保険料については、負担軽減措置等を図り、被保険者の過度な負担とならないよう考慮しながら、適切な保険料の設定と賦課を行います。

また、「保険料収納対策実施計画」に基づき、構成市町村と連携した収納対策を実施することにより、収納率の向上に努めます。

ウ 広報活動の充実

被保険者はもとより、支援世代にも広く後期高齢者医療制度への理解が深まるよう、パンフレットやチラシの作成・配付、ホームページやSNS等を活用した情報提供など、構成市町村の広報媒体とも連携して、的確で分かりやすい広報活動の実施に努めます。

また、被保険者からの相談や問合せに対しても適切に対応します。

第4 広域連合及び構成市町村が行う事務

本広域連合及び構成市町村は、情報や課題を共有し、関係法令によりそれぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務処理を行います。

◎主な事務の分担表

主な事務の分担については、広域連合規約及び政省令に規定されるものを基本とし、規約第4条第1号から第5号までの各号の分類により整理して示します。

広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・被保険者証の交付 ・被保険者資格証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・被保険者証の交付・再交付の申請の受付 ・被保険者証の引渡し（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・被保険者証の返還の受付 ・被保険者資格証明書に係る事務（被保険者証に係る事務に準じ、交付申請を除く） ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付
(2) 医療給付に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・基準収入額適用申請の認定及び却下 ・一部負担金割合の判定 ・一部負担金免除の決定 ・特定疾病療養受療証、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の認定及び却下 ・医療給付費の審査支払 ・療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の審査支払 ・第三者行為求償事務の実施 ・レセプト点検の実施 ・医療費二次点検の実施 ・医療費通知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準収入額適用申請書の提出の受付 ・一部負担金免除に係る申請書の提出の受付及び一部負担金免除等証明書の交付 ・特定疾病療養受療証、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付・返還の受付 ・療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 ・高額介護合算療養費の負担額証明書の交付 ・第三者行為による被害届の提出の受付

<ul style="list-style-type: none"> ・医療費分析の実施 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ・不正・不当利得への対応 	
(3) 保険料の賦課に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・所得状況・課税情報の収集 ・保険料率の決定 ・保険料の賦課 ・保険料減免・徴収猶予の決定 ・保険料収納対策計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得状況の把握及び広域連合への情報提供 ・簡易申告書・所得照会書の送付及び回収 ・保険料の徴収（法律）、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付（政令） ・保険料納期の決定 ・保険料決定通知・納入通知書の送付 ・保険料収納対策の実施
(4) 保健事業に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定、進行管理及び評価 ・市町村が実施する保健事業への支援・助言・情報提供 ・健康診査事業の委託 ・歯科口腔健康診査事業の実施 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事業の実施 ・歯科口腔健康診査事業の協力 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・パンフレット等の作成、配布 ・各種申請手続き等の通知 ・広告・ホームページ等広報媒体による情報提供 ・後期高齢者医療制度に関する相談業務 ・市町村負担金の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報誌・ホームページ等による周知 ・被保険者への説明会の実施 ・当該市町村に申出があった後期高齢者医療制度に関する相談業務 ・市町村負担金の納付

第5 広域計画推進のための連携体制

1 広域連合と構成市町村の連携

本広域連合と構成市町村は、適切な役割分担の下、効率的な事務処理に努めます。

とりわけ、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することが効果的・効率的と認められる保健事業については、市町村にその実施を委託し、その委託を通じて授受した医療・介護・健診等の情報を将来の企画立案に反映させます。

また、後期高齢者医療制度担当課長で組織する「構成市町村協議会」、担当職員で組織する「実務者研究会」等の会議や「市町村訪問」の機会を通じて、医療・介護に係る必要な情報を共有し、連携して健全で円滑な制度運営に当たります。

2 広域連合と関係機関の連携

福島県保険者協議会等において、他保険者と緊密な情報交換や各種連携事業の提案等を行い、県内医療保険制度全体が効果的に運営できるよう努めます。

また、被保険者、支援世代、保険医、保険者等の各代表から構成される「医療懇談会」による意見を踏まえ、福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県栄養士会、福島県理学療法士会をはじめとしたリハビリ機能団体、福島県歯科衛生士会等地域の医療専門職と連携し、健康診査や保健事業が適切に展開するように努めます。

福島県とも後期高齢者医療制度運営全般において、引き続き情報や課題を共有しながら密接に連携・協力してまいります。

福島県後期高齢者医療広域連合

第四次広域計画資料編

資料 1 福島県後期高齢者医療広域連合規約

資料 2 後期高齢者医療制度について

資料 3 後期高齢者医療概況

資料 1

福島県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月26日
福島県指令市町村第1498号

最終改正 平成24年7月9日福島県知事届出

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する市町村)

第2条 広域連合は、福島県内の別表第1に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、福島県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の実施期間に関すること。
- (3) 広域計画の改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、福島県福島市中町8番2号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 4人
- (2) 町村長 4人
- (3) 市議会議員 4人
- (4) 町村議会議員 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 構成市町村のすべての市長をもって組織する団体又は構成市町村（市に限る。）の長のうちその総数の4分の1以上の者
 - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 構成市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は構成市町村（町村に限る。）の長のうちその総数の4分の1以上の者
 - (3) 前条第2項第3号に掲げる者 構成市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村（市に限る。）の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者
 - (4) 前条第2項第4号に掲げる者 構成市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成市町村（町村に限る。）の議会の議員のうちその定数の総数の20分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。
- 3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による。

- 2 広域連合議員が構成市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、構成市町村の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、従前の例により在職するものとされた収入役を含む。）のうちから、広域連合長が選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、当該市町村長の任期による。

- 2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、構成市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。
- 3 会計管理者が構成市町村の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金

(4) その他

- 2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成19年1月26日福島県指令市町村第1498号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第2項、第12条第5項及び第13条第3項 平成19年4月1日

(2) 第4条並びに別表第3の2の項及び3の項 平成20年4月1日

(補助職員に関する経過措置)

- 2 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

(広域連合の処理する事務に関する経過措置)

- 3 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(選挙に関する特例)

- 4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、福島県福島市上町4番25号にて行うものとする。

附 則 (平成20年4月1日福島県指令市町村第214号)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県後期高齢者医療広域連合規約は、平成20年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第1の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月9日福島県知事届出)

この規約は、平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以後に算定する構成市町村の負担金について適用する。

別表第1（第2条関係）

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市
 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村
 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町
 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町
 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町
 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村

別表第2（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号の事務に付随する事務

別表第3（第17条関係）

1 共通経費

項目	負担割合	備考
均等割	10%	1 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
高齢者人口割	45%	
人口割	45%	

2 医療給付に要する経費

法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項目	市町村が納付すべき額
法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

4 保健事業に係る経費

項目	市町村が納付する額
法第125条に定める保健事業において構成市町村が納付する額	広域連合と構成市町村が協議の上定める額

資料 2

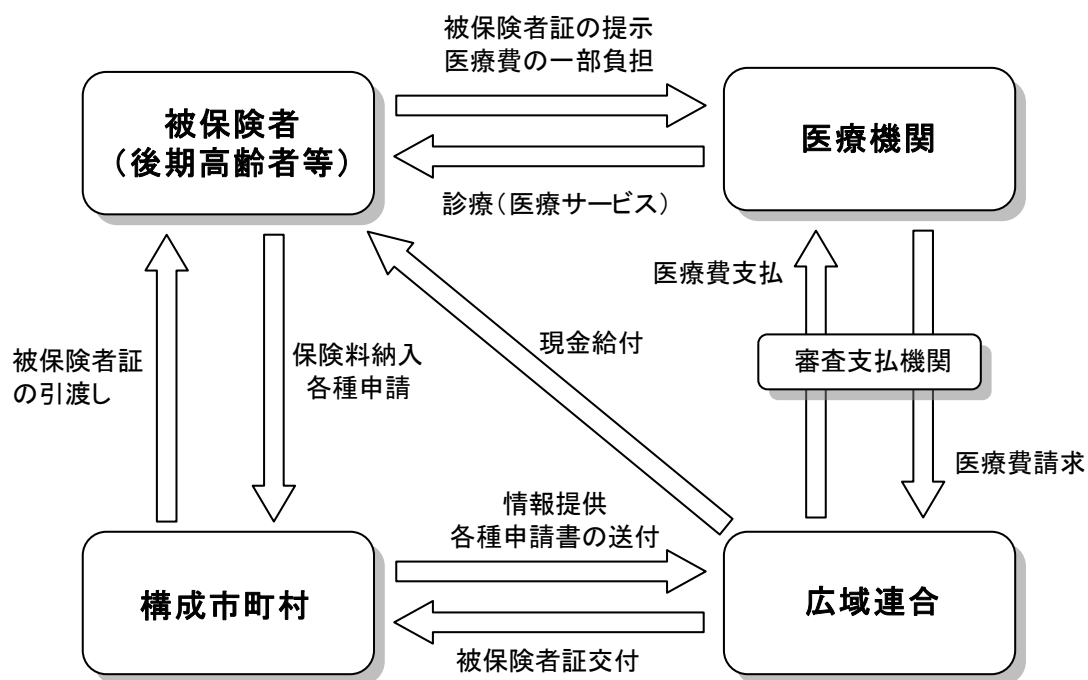
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度です。

制度を運営する主体として、福島県内の全市町村が加入する広域連合が設けられており、広域連合において財政運営全般、被保険者証の発行、保険料の賦課、医療給付費の支払い等を行い、市町村では保険料徴収と被保険者証引渡し等の窓口業務を行います。

後期高齢者等の被保険者は保険料を納め、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示することで、医療費の1割又は2割負担（現役並み所得者は3割）で診療を受けることができます。

【後期高齢者医療制度のしくみ（平成20年4月以降）】



しかし、この制度も施行当初に、制度内容の周知不足などにより、多くの問い合わせや意見が寄せられ、わかりやすく親しみやすいものとなるよう制度の周知等に務めてきました。

また、国においては、保険料の負担軽減の拡充など制度の劇的な変化を緩和する取り組みが行われてきました。

福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	備考				
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度施行 ○被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定を受けた者 ○財源構成 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50% (公費割合…国：都道府県：市町村=4：1：1) ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・均等割の軽減…7割軽減者を8.5割軽減とする。 ・所得割の軽減…旧ただし書所得58万円までの所得割額を5割軽減。 ○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結(4月～9月)及び残り半年分を9割軽減。 ○高齢者負担率…10% ○賦課限度額…50万円 ○保険料率(平成20年度・平成21年度) <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">均等割額</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得割率</td> <td style="text-align: center;">7.45%</td> </tr> </table> 	均等割額	40,000円	所得割率	7.45%	<ul style="list-style-type: none"> ○見直しに関する議論のとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月17日高齢者医療制度に関する検討会 「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」 ・平成21年4月3日与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム 「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」 ○見直しに関する議論の最終とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月20日高齢者医療制度改革会議 ○社会保障・税一体改革成案 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定 ○社会保障・税一体改革大綱 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月17日閣議決定 ○社会保障制度改革推進法成立(平成24年8月10日成立) ○社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日) <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度については、創設から5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状
均等割額	40,000円					
所得割率	7.45%					
平成21年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減を受ける者のうち、世帯内の全被保険者の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合、9割軽減。 ○保険料の支払い方法について、原則年金からの天引きであったのが、年金からの天引きと口座振替の選択が可能となった。 					
平成22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者負担率…10.26% ○保険料率(平成22年度・平成23年度) <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">均等割額</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得割率</td> <td style="text-align: center;">7.60%</td> </tr> </table> 	均等割額	40,000円	所得割率	7.60%	
均等割額	40,000円					
所得割率	7.60%					
平成22年5月	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の医療の確保に関する法律改正 <ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。 					
平成23年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う保険料の減免及び一部負担金等の免除 					
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者負担率…10.51% ○賦課限度額…55万円 ○保険料率(平成24年度・平成25年度) <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center;">均等割額</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得割率</td> <td style="text-align: center;">7.76%</td> </tr> </table> 	均等割額	40,000円	所得割率	7.76%	
均等割額	40,000円					
所得割率	7.76%					
平成24年9月	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災による保険料の減免及び一部負担金等の免除の終了(東京電力福島第一原子力発電所事故の減免等は継続) 					
平成25年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長(平成26年2月28日まで) 					
平成25年7月	<ul style="list-style-type: none"> ○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成25年度分保険料の減免決定 					
平成26年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長(平成26年9月30日まで) 					

年度	主要事項	備考				
平成26年4月	<p>○高齢者負担率…10.73%</p> <p>○賦課限度額…57万円</p> <p>○保険料率（平成26年度・平成27年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>均等割額</td> <td>41,700円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.19%</td> </tr> </table> <p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減（現行）33万円+24.5万円×被保険者数 （被保険者である世帯主を除く） （改正後）33万円+24.5万円×被保険者数 ※二人世帯以上の対象を、単身世帯も対象とする ・2割軽減（現行）33万円+35万円×被保険者数 （改正後）33万円+45万円×被保険者数 	均等割額	41,700円	所得割率	8.19%	<p>況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。</p> <p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の保険料特例軽減について、段階的に見直しを進める。
均等割額	41,700円					
所得割率	8.19%					
平成26年7月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成26年度分保険料の減免決定</p>					
平成26年10月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成27年2月28日まで）</p> <p>※旧避難指示区域等では所得制限有り</p>					
平成27年3月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成28年2月29日まで）</p> <p>※旧避難指示区域等では所得制限有り</p>					
平成27年4月	<p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減（現行）33万円+24.5万円×被保険者数 （改正後）33万円+26万円×被保険者数 ・2割軽減（現行）33万円+45万円×被保険者数 （改正後）33万円+47万円×被保険者数 	<p>○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月27日成立）</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）</p>				
平成27年7月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成27年度分保険料の減免決定</p>					
平成28年3月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長（平成29年2月28日まで）</p> <p>※旧避難指示区域等では所得制限有り</p>					
平成28年4月	<p>○高齢者負担率…10.99%</p> <p>○賦課限度額…57万円</p> <p>○保険料率（平成28年度・平成29年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>均等割額</td> <td>41,700円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.19%</td> </tr> </table> <p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減（現行）33万円+26万円×被保険者数 （改正後）33万円+26.5万円×被保険者数 ・2割軽減（現行）33万円+47万円×被保険者数 （改正後）33万円+48万円×被保険者数 	均等割額	41,700円	所得割率	8.19%	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）</p>
均等割額	41,700円					
所得割率	8.19%					
平成28年7月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成28年度分保険料の減免決定</p>					
平成29年3月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長</p>					

年度	主要事項	備考			
平成29年4月	<p>(平成30年2月28日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り</p> <p>○低所得者等に対する保険料軽減の特例措置の見直し ・所得割軽減(現行)5割軽減 (改正後)2割軽減 ・元被扶養者の均等割軽減(現行)9割軽減 (改正後)7割軽減</p> <p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減(現行)33万円+26.5万円×被保険者数 (改正後)33万円+27万円×被保険者数 ・2割軽減(現行)33万円+48万円×被保険者数 (改正後)33万円+49万円×被保険者数</p>	○経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月7日閣議決定)			
平成29年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成29年度分保険料の減免決定				
平成30年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成31年2月28日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り				
平成30年4月	<p>○高齢者負担率…11.18%</p> <p>○賦課限度額…62万円</p> <p>○保険料率(平成30年度・平成31年度)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>均等割額</td> <td>41,600円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>7.94%</td> </tr> </table> <p>○低所得者等に対する保険料軽減の特例措置の見直し ・所得割軽減(現行)2割軽減(改正後)軽減なし ・元被扶養者の均等割軽減(現行)7割軽減 (改正後)5割軽減</p> <p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減(現行)33万円+27万円×被保険者数 (改正後)33万円+27.5万円×被保険者数 ・2割軽減(現行)33万円+49万円×被保険者数 (改正後)33万円+50万円×被保険者数</p>		均等割額	41,600円	所得割率
均等割額	41,600円				
所得割率	7.94%				
平成30年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成30年度分保険料の減免決定	○経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)			
平成31年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成32年2月29日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り				
平成31年4月	<p>○低所得者に対する均等割額の9割軽減措置の見直し (現行)9割軽減 (改正後)平成31年度10月以降7割軽減(通年で8割軽減)</p> <p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減(現行)33万円+27.5万円×被保険者数 (改正後)33万円+28万円×被保険者数 ・2割軽減(現行)33万円+50万円×被保険者数 (改正後)33万円+51万円×被保険者数</p>	○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和元年5月22日公布)			
令和元年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成31年度分保険料の減免決定	○経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定) ○			

年度	主要事項	備考				
令和2年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (令和3年2月28日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り					
令和2年4月	○高齢者負担率…11.41% ○賦課限度額…64万円 ○保険料率…(令和2年度・令和3年度) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>均等割額</td> <td>43,300円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.23%</td> </tr> </table> ○低所得者に対する均等割額の8.5割軽減措置の見直し (現行) 8.5割軽減 (改正後) 令和2年度10月以降7割軽減(通年で7.75割軽減) ○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減(現行) 33万円+28万円×被保険者数 (改正後) 33万円+28.5万円×被保険者数 ・2割軽減(現行) 33万円+51万円×被保険者数 (改正後) 33万円+52万円×被保険者数 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 開始	均等割額	43,300円	所得割率	8.23%	
均等割額	43,300円					
所得割率	8.23%					
令和2年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る令和2年度分保険料の減免決定	○経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) ・後期高齢者医療広域連合の組織のあり方の見直しについて中長期的に見直すよう言及				
令和3年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (令和4年2月28日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り					
令和3年4月	○低所得者に対する均等割額の本則(7割軽減)にする ○平成30年度税制改正に伴う基礎控除の見直し (現行) 33万円 (改正後) 43万円 ○保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額等の改正 ・7割軽減 (現行) 33万円 (改正後) $43万円 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$ ・5割軽減 (現行) 33万円+28.5万円×被保険者数 (改正後) $43万円 + 28.5万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$ ・2割軽減 (現行) 33万円+52万円×被保険者数 (改正後) $43万円 + 52万円 \times 被保険者数 + 10万円 \times (給与所得者等の数 - 1)$	○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号) (令和3年6月11日公布) ・後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者で一定所得以上であるものについて、窓口負担を2割にする。				
令和3年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る令和3年度分保険料の減免決定	○経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)				
令和4年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (令和5年2月28日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り					

年度	主要事項	備考				
令和4年4月	<p>○高齢者負担率…11.72%</p> <p>○賦課限度額…66万円</p> <p>○保険料率…（令和4年度・令和5年度）</p> <table border="1"> <tr> <td>均等割額</td> <td>44,300円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.48%</td> </tr> </table>	均等割額	44,300円	所得割率	8.48%	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2022 （令和4年6月7日閣議決定）</p>
均等割額	44,300円					
所得割率	8.48%					
令和4年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る令和4年度分保険料の減免決定					
令和4年10月	<p>○高齢者の医療確保に関する法律施行令の一部改正に伴う一部負担金の負担割合の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3割… 住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者 ・2割… 住民税の課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が被保険者が1人の場合200万円以上、被保険者が2人以上の場合合計320万円以上 ・1割… 2割・3割の要件に該当しない被保険者 					
令和5年3月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 （令和6年2月29日まで）</p> <p>※旧避難指示区域等では所得制限有り</p>					
令和5年4月	<p>○保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減 （現行）43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1） ・5割軽減 （現行）43万円＋28.5万円×被保険者数＋10万円 ×（給与所得者等の数－1） （改正後）43万円＋29万円×被保険者数＋10万円 ×（給与所得者等の数－1） ・2割軽減 （現行）43万円＋52万円×被保険者数＋10万円 ×（給与所得者等の数－1） （改正後）43万円＋53.5万円×被保険者数＋10万円 ×（給与所得者等の数－1） 	<p>○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号） （令和5年5月19日公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療の見直し <p>○経済財政運営と改革の基本方針2023 （令和5年6月16日閣議決定）</p>				
令和5年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る令和5年度分保険料の減免決定					

患者一部負担金等【平成20年4月～平成29年7月】

○1割負担及び3割負担（現役並み所得者）

※現役並み所得者

課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、もしくは後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある者

○入院時食事療養費

世帯区分		食事代 (1食)
現役並み所得者及び一般		260円
非課税住民世帯	区分Ⅱ	90日までの入院
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)
	区分Ⅰ	100円

○療養病床での食事療養費及び居住費

世帯区分		食事代 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般		460円	320円
非課税住民世帯	区分Ⅱ	210円	320円
	区分Ⅰ	130円	320円
	高齢福祉年金受給者	100円	0円

○高額療養費における自己負担限度額

世帯区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円×1%) (44,000円 ※)
一般	12,000円	44,400円
世帯非課税住民	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

※過去12カ月以内に3回以上支給を受けた4回目以降の額。
注：平成21年1月以降の新規加入者は、75歳の年齢到達月のみ上記限度額が全て半額。ただし、障害認定者は含まない。

○高額介護合算療養費における自己負担限度額

世帯区分		限度額	初年度限度額※
現役並み所得者		67万円	89万円
一般		56万円	75万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	41万円
	区分Ⅰ	19万円	25万円

※初年度は平成20年4月1日～平成21年7月31日までの16ヶ月分

患者一部負担金等【平成29年8月～平成30年7月】

○1割負担及び3割負担（現役並み所得者）

※現役並み所得者

課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、もしくは後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある者

○入院時食事療養費

世帯区分		食事代 (1食)
現役並み所得者及び一般		260円
非課税住民世帯	区分Ⅱ	90日までの入院
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)
	区分Ⅰ	100円

○療養病床での食事療養費及び居住費

世帯区分		食事代 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般		460円	320円
非課税住民世帯	区分Ⅱ	210円	320円
	区分Ⅰ	130円	320円
	高齢福祉年金受給者	100円	0円

○高額療養費における自己負担限度額

世帯区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【44,000円】
一般	14,000円 (年間上限14.4万円)※2	57,600円 【44,400円】
世帯非課税住民	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

※1【】内の金額は、多数回該当（直近12か月に3回高額療養費の支給〈入院+外来〉を受け4回目以降の支給に該当）の場合
※2 計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日）のうち、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円となります（基準日時点〔計算期間の末日〕で一般区分又は住民税非課税区分である方が対象）。

注：平成21年1月以降の新規加入者は、75歳の年齢到達月のみ上記限度額が全て半額。ただし、障害認定者は含まない。

○高額介護合算療養費における自己負担限度額

世帯区分		限度額
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

患者一部負担金等【平成30年8月～令和4年9月】

○1割負担及び3割負担（現役並み所得者）

※現役並み所得者

課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、又は後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある者

○入院時食事療養費

世帯区分		食事代 (1食)	
現役並み所得者及び一般		460円	
非課税 住民 世帯	区分Ⅱ ※1	90日までの入院	210円
		90日を超える入院※3	160円
	区分Ⅰ※2	100円	

※1 区分Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税の方

※2 区分Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税かつそれぞれの所得が0円で、公的年金収入が80万円以下の方

※3 限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている期間において過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合、改めて申請が必要。

○療養病床※1での食事療養費及び居住費

世帯区分		食事代 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般		460円(注1)	370円
非課税 住民 世帯	区分Ⅱ	210円(90日を超える入院160円)※2	370円
		130円 (100円)※2	370円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

※1 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床(病棟)のことです。医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。

※2 病状の程度が重篤な方、常時又は集中的な医学的処置、手術その他の治療が必要な方で厚生労働大臣の定めに応ずる方の負担額は、一般の入院食事代と同額。

(注1) 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保健医療機関の場合です。それ以外の場合は、420円。

○高額療養費における自己負担限度額

・通常の自己負担限度額

世帯区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般		18,000円(年間 上限14.4万 円)(注3)	57,600円 【44,400円】
非課税 住民 世帯	区分Ⅱ		24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80 万円以下等)	8,000円	15,000円

・75歳到達月における自己負担限度額の特例(注2)

世帯区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	126,300円+(医療費-421,000円)×1% 【70,050円】	126,300円+(医療費-421,000円)×1% 【70,050円】	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	Ⅱ課税所得 380万円以上	83,700円+(医療費-279,000円)×1% 【46,500円】	83,700円+(医療費-279,000円)×1% 【46,500円】	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	Ⅰ課税所得 145万円以上	40,050円+(医療費-133,500円)×1% 【22,200円】	40,050円+(医療費-133,500円)×1% 【22,200円】	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般		9,000円	28,800円 【22,200円】	57,600円 【44,400円】
非課税 住民 世帯	区分Ⅱ		12,300円	24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80 万円以下等)	4,000円	7,500円	15,000円

(注1) 【】内の金額は、多数回該当(直近12か月に3回高額療養費の支給<入院+外来>を受け4回目以降の支給に該当)の場合

(注2) 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、世帯合算を行う。

(注3) 計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日)のうち、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円となります(基準日時点[計算期間の末日]で一般区分又は住民税非課税区分である方が対象)。

○高額介護合算療養費における自己負担限度額

世帯区分		限度額
現役並み所得者Ⅲ		212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

患者一部負担金等【令和4年10月～】

○医療機関窓口等での自己負担割合（1割・2割・3割）

- ・3割負担（現役並み所得者）
課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、又は後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある方
- ・2割負担
課税所得28万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、後期高齢者単身世帯で200万円以上、又は後期高齢者複数世帯で320万円以上の方
- ・1割負担 上記以外の方

○入院時食事療養費

世帯区分		食事代 (1食)
現役並み所得者及び一般		460円
世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ ※1	90日までの入院
		210円
		90日を超える入院※3
	160円	
	区分Ⅰ※2	100円

- ※1 区分Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税の方
- ※2 区分Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税かつそれぞれの所得が0円で、公的年金収入が80万円以下の方
- ※3 限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている期間において過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合、改めて申請が必要。

○療養病床※1での食事療養費及び居住費

世帯区分		食事代 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般		460円※2	370円
世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ	210円※3	370円
	区分Ⅰ	130円※4	370円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

- ※1 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床（病棟）のことで、医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床がある。
- ※2 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保健医療機関の場合であり、それ以外の場合は420円。
- ※3 療養の必要性の高い方について、当該月を含めた過去12カ月の入院日数が91日以上の場合は160円。75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。
- ※4 療養の必要性の高い方については100円。

○高額療養費における自己負担限度額

・通常の自己負担限度額

世帯区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円＋ (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円＋ (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円＋ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	
一般Ⅱ	18,000円又は (6,000円＋(医療費-30,000円(注4))×10%)の低い方を適用(年間上限144,000円)(注5)	57,600円 【44,400円】	
一般Ⅰ	18,000円(年間上限14,400円)(注5)		
非課税住民税世帯	区分Ⅱ		24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円

・75歳到達月における自己負担限度額の特例（注2）

世帯区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	126,300円＋ (医療費-421,000円)×1% 【70,050円】		252,600円＋ (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	Ⅱ課税所得 380万円以上	83,700円＋ (医療費-279,000円)×1% 【46,500円】		167,400円＋ (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	Ⅰ課税所得 145万円以上	40,050円＋ (医療費-133,500円)×1% 【22,200円】		80,100円＋ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般Ⅱ	9,000円又は (6,000円＋(医療費-30,000円(注4))×10%)の低い方を適用	28,800円 【22,200円】	57,600円 【44,400円】	
一般Ⅰ	9,000円			
非課税住民税世帯	区分Ⅱ		12,300円	24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80万円以下等)	4,000円	7,500円	15,000円

- (注1) 【】内の金額は、多数回該当（直近12か月に3回高額療養費の支給（入院＋外来）を受け4回目以降の支給に該当）の場合
- (注2) 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、世帯合算を行う。
- (注3) 窓口負担が2割となる方には、負担を抑える配慮措置が適用される。
令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える（入院の場合の医療費は対象外）。
- (注4) 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算する。
- (注5) 計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日)のうち、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円(基準日時点[計算期間の末日]で一般区分又は住民税非課税区分である方が対象)。

○高額介護合算療養費における自己負担限度額

世帯区分	限度額	
現役並み所得者Ⅲ	212万円	
現役並み所得者Ⅱ	141万円	
現役並み所得者Ⅰ	67万円	
一般Ⅱ・一般Ⅰ	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

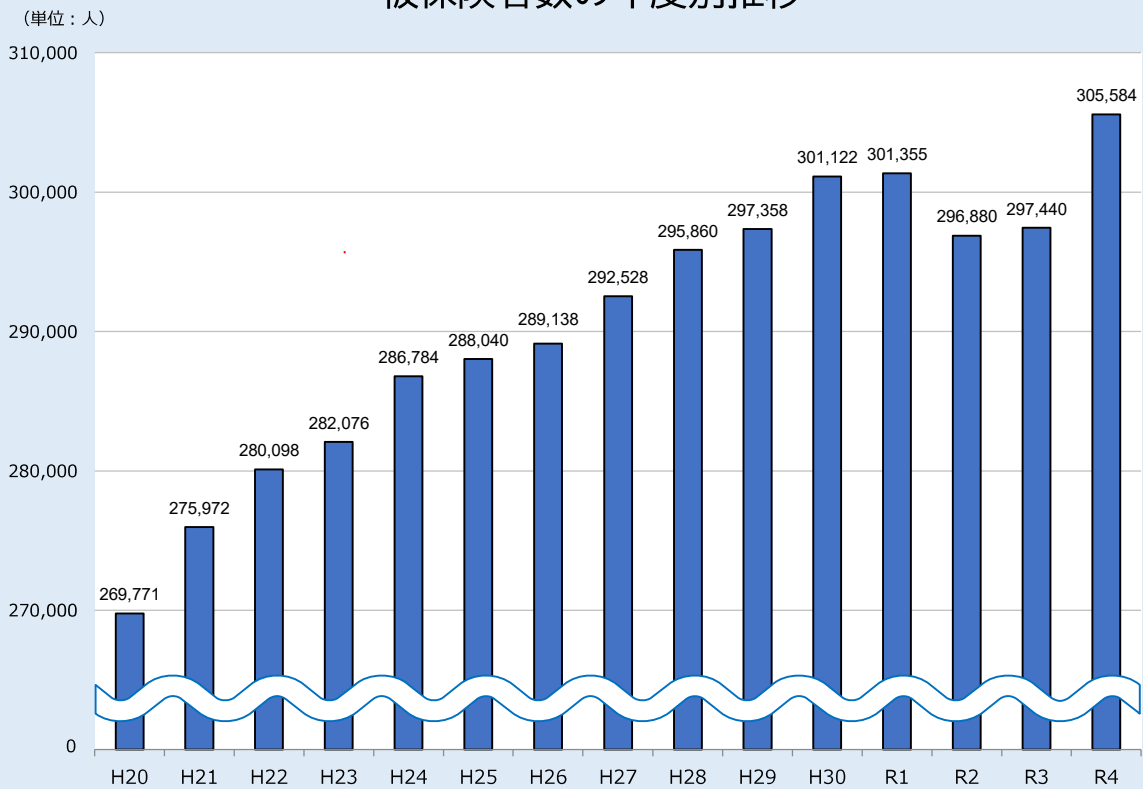
資料 3

後期高齢者医療概況

○被保険者数の年度別推移	3 3
○保険料収納率の年度別推移（現年度分）	3 3
○療養給付費の年度別支払状況	3 4
○一人あたり給付費の年度別支払状況	3 4
○葬祭費の年度別支払状況	3 5
○健康診査受診率の年度別推移	3 5
○市町村別被保険者数（各年度3月31日現在）	3 6
○市町村別収納率（現年度分）（各年度5月31日現在）	3 8
○市町村別給付費の状況（各年度3月31日現在）	4 0
○市町村別一人あたり給付費の状況（年間）	4 2
○市町村別葬祭費の支給状況（年間）	4 4
○市町村別健康診査受診率の状況	4 6

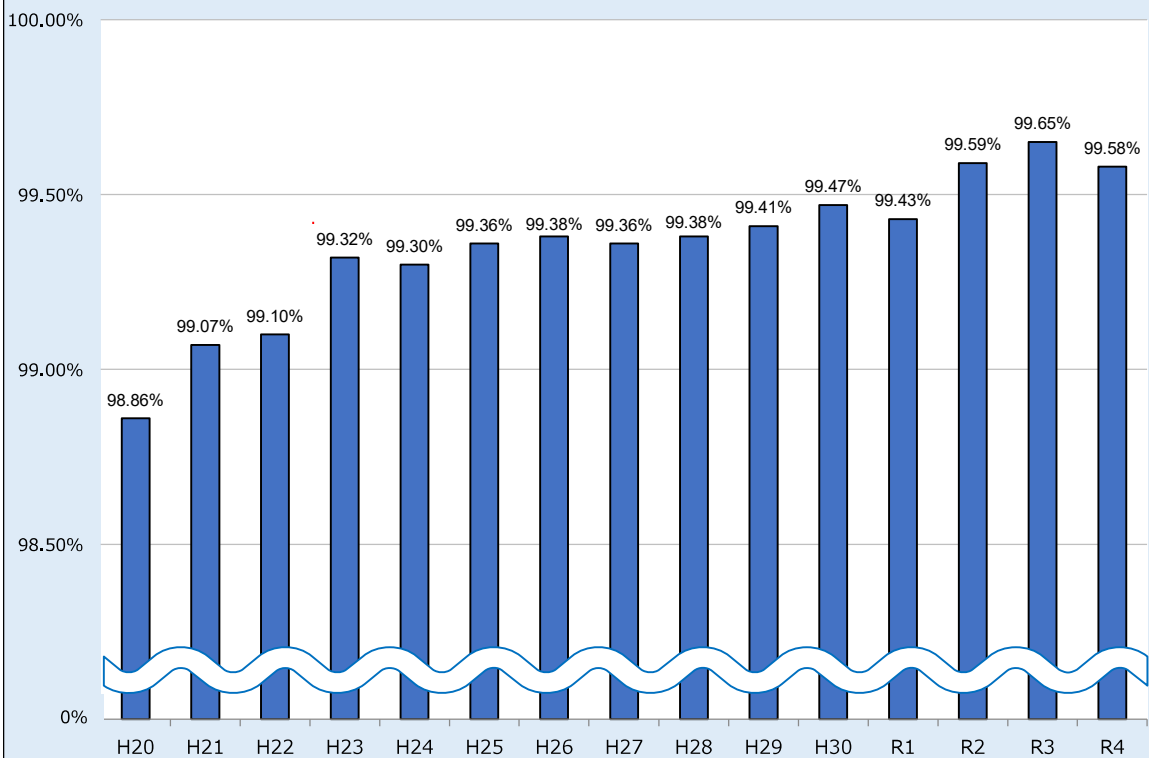
※P 3 3～3 5のグラフについては、推移を見やすくするため、中間を省略して差を強調していることに留意してご覧ください。

被保険者数の年度別推移



※各年度3月31日現在

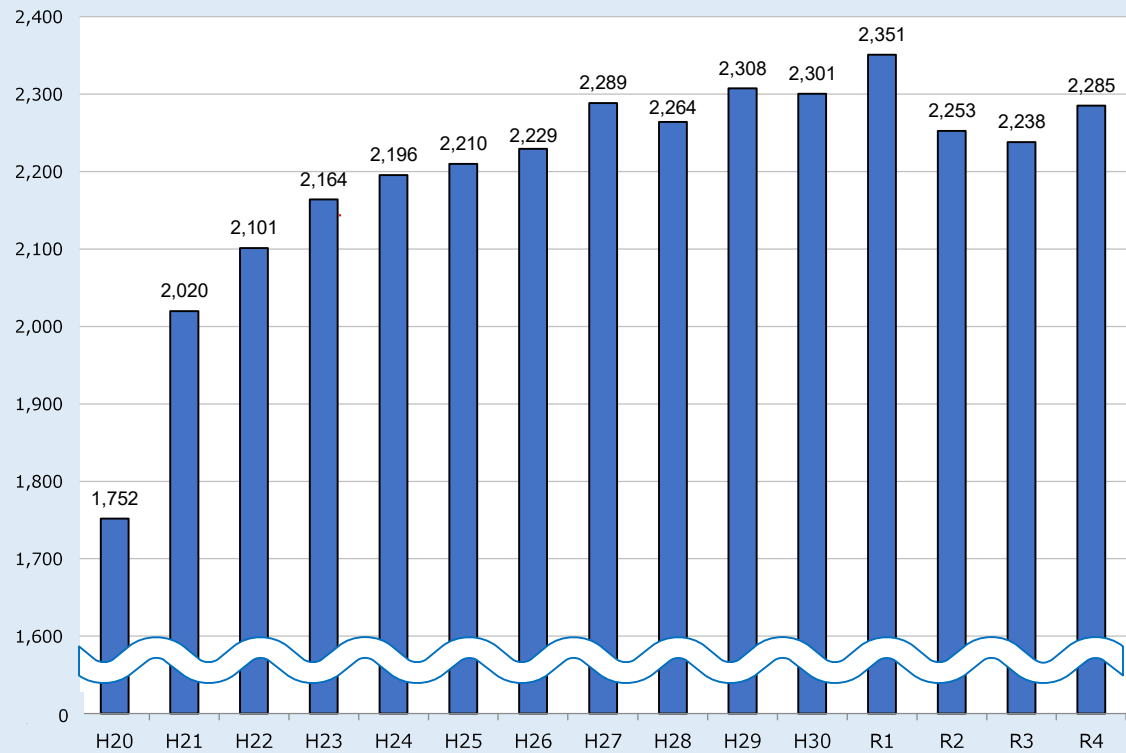
保険料収納率の年度別推移 (現年度分)



※各年度5月31日現在

療養給付費の年度別支払状況

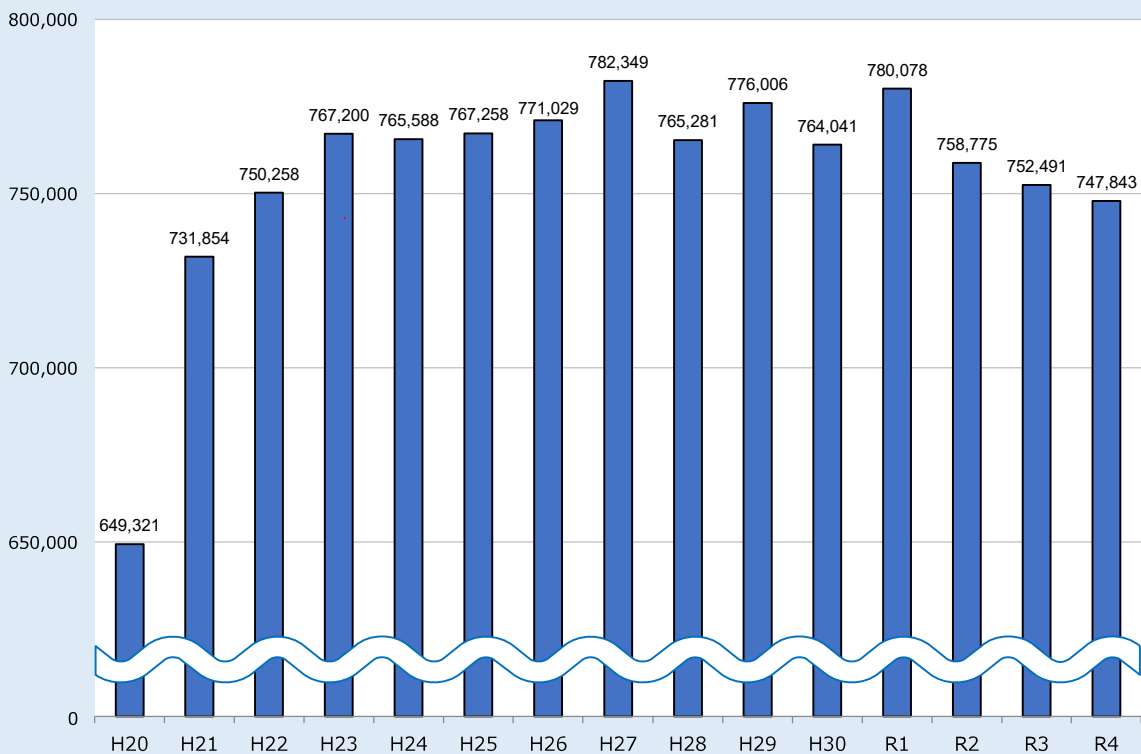
(単位：億円)



※各年度3月31日現在

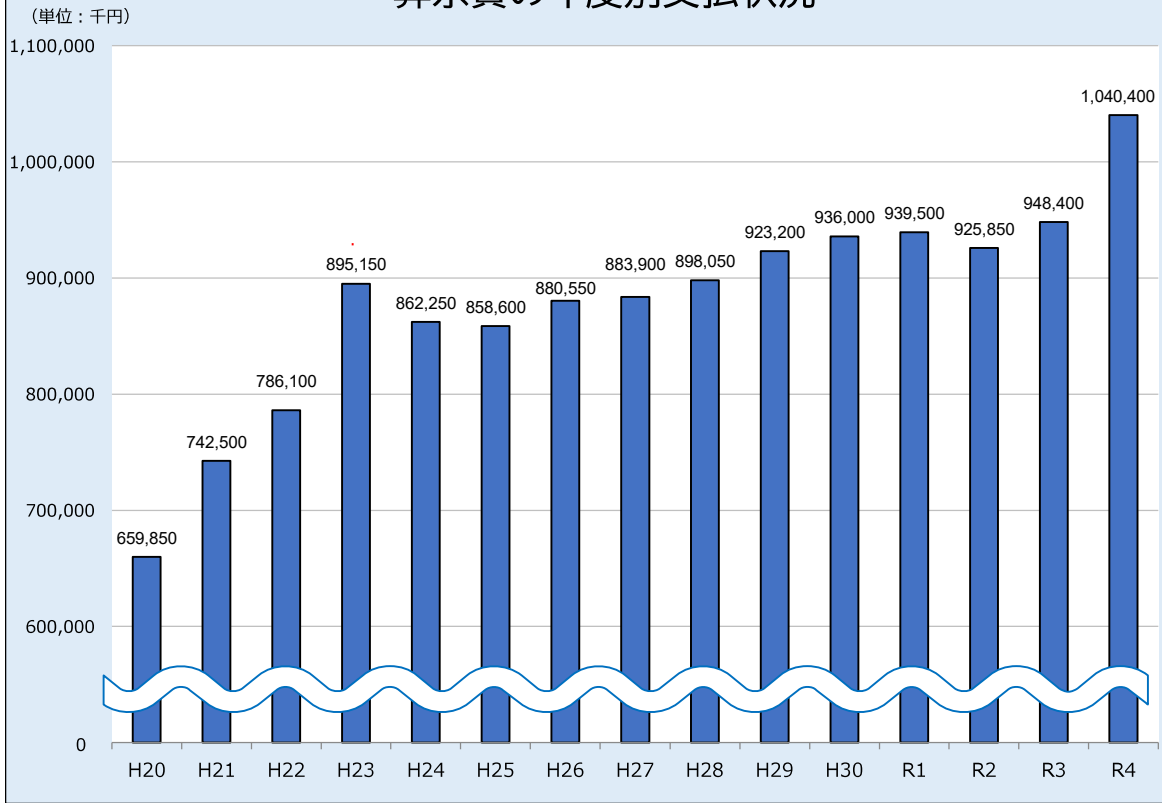
一人あたり給付費の年度別支払状況

(単位：円)

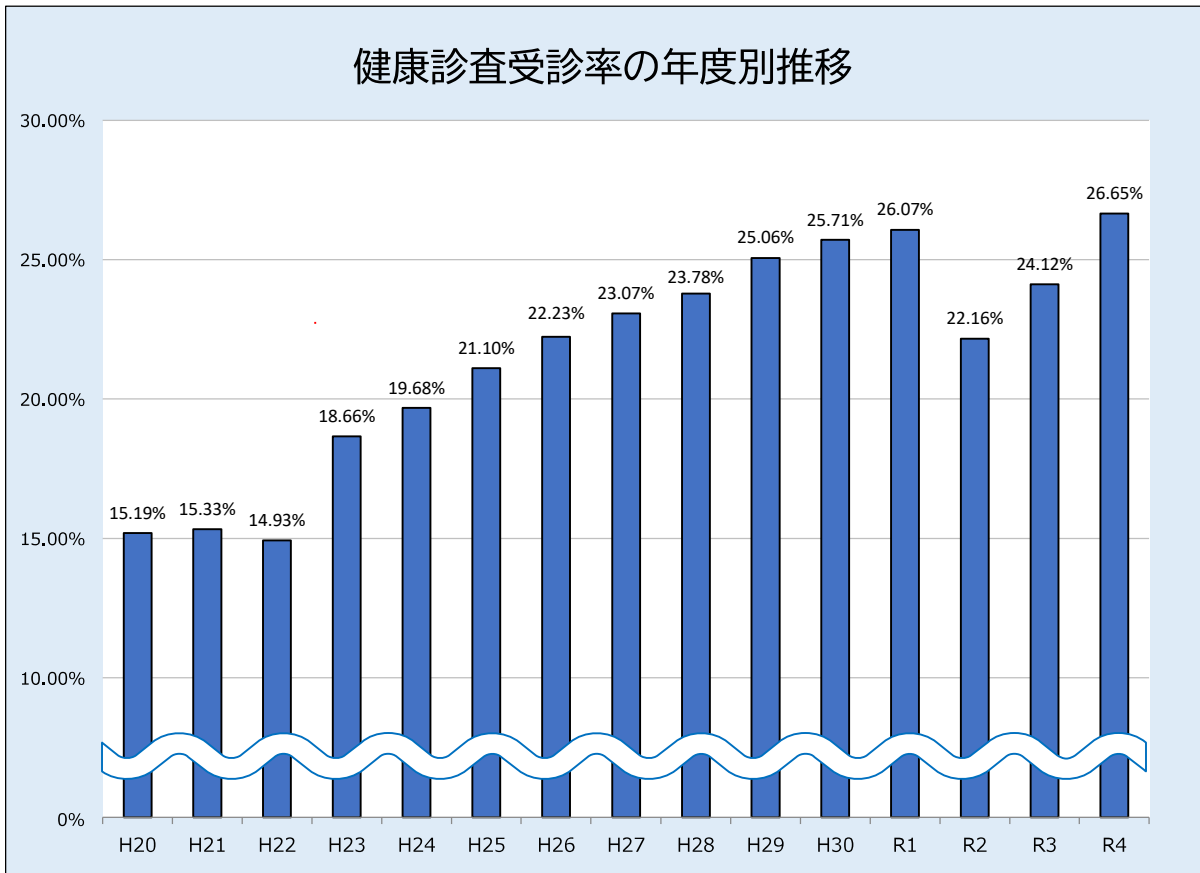


※各年度3月31日現在の療養給費支払額を各年度3月31日現在の被保険者数で除した数

葬祭費の年度別支払状況



健康診査受診率の年度別推移



市町村別被保険者数（各年度3月31日現在）

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	34,456	35,519	36,582	37,310	38,252	38,548	38,967
会津若松市	16,589	16,981	17,320	17,435	17,625	17,773	17,885
郡山市	32,696	33,703	34,811	35,676	36,652	37,105	37,636
いわき市	43,475	44,479	45,072	45,385	46,292	46,773	47,222
白河市	7,855	8,098	8,280	8,349	8,432	8,519	8,493
須賀川市	8,951	9,169	9,277	9,303	9,559	9,712	9,796
喜多方市	9,694	9,813	9,911	9,948	9,980	9,894	9,881
相馬市	5,344	5,457	5,418	5,438	5,485	5,465	5,451
二本松市	9,034	9,268	9,338	9,355	9,436	9,390	9,348
田村市	6,754	6,903	6,988	7,041	7,135	7,113	7,072
南相馬市	10,149	10,366	10,320	10,224	10,446	10,537	10,501
伊達市	10,291	10,449	10,612	10,734	10,931	10,939	10,957
本宮市	3,947	4,022	4,117	4,169	4,210	4,198	4,205
桑折町	2,257	2,302	2,337	2,321	2,325	2,325	2,335
国見町	1,652	1,698	1,709	1,744	1,768	1,798	1,780
川俣町	2,936	2,959	2,970	2,963	2,980	2,971	2,973
大玉村	1,210	1,218	1,231	1,236	1,222	1,195	1,176
鏡石町	1,381	1,414	1,422	1,483	1,508	1,530	1,561
天栄村	1,045	1,060	1,067	1,058	1,068	1,047	1,011
下郷町	1,444	1,479	1,470	1,473	1,487	1,447	1,430
檜枝岐村	122	122	123	126	129	131	135
只見町	1,285	1,305	1,282	1,296	1,330	1,322	1,310
南会津町	3,842	3,906	3,946	3,928	3,879	3,857	3,834
北塩原村	589	590	575	551	551	535	540
西会津町	2,037	2,025	2,006	2,007	2,014	1,980	1,924
磐梯町	724	749	744	758	735	726	708
猪苗代町	2,944	2,977	2,997	3,025	3,083	3,038	2,989
会津坂下町	3,209	3,265	3,267	3,242	3,238	3,158	3,120
湯川村	622	615	615	620	629	614	606
柳津町	975	988	986	983	983	966	948
三島町	619	629	626	607	603	591	565
金山町	930	925	919	903	913	887	877
昭和村	580	571	570	581	570	547	517
会津美里町	4,450	4,528	4,536	4,526	4,504	4,358	4,322
西郷村	1,883	1,945	1,957	1,983	2,046	2,074	2,086
泉崎村	881	906	927	917	909	913	902
中島村	640	661	674	689	706	719	779
矢吹町	2,156	2,233	2,242	2,275	2,290	2,340	2,368
棚倉町	2,175	2,225	2,243	2,266	2,295	2,318	2,297
矢祭町	1,287	1,305	1,304	1,308	1,307	1,302	1,265
塙町	1,781	1,819	1,838	1,838	1,864	1,886	1,887
鮫川村	801	806	818	809	803	797	785
石川町	2,750	2,829	2,848	2,880	2,917	2,915	2,889
玉川村	993	1,012	1,024	1,036	1,022	1,038	1,032
平田村	992	982	988	1,007	1,057	1,034	1,037
浅川町	976	984	1,005	986	1,020	1,051	1,071
古殿町	1,215	1,254	1,277	1,277	1,279	1,269	1,239
三春町	2,733	2,789	2,823	2,823	2,866	2,868	2,840
小野町	1,901	1,938	1,935	1,936	1,972	1,987	1,987
広野町	691	695	711	684	680	691	698
檜葉町	1,176	1,187	1,213	1,153	1,177	1,180	1,197
富岡町	1,802	1,862	1,873	1,741	1,796	1,783	1,792
川内村	666	672	667	647	661	640	630
大熊町	1,187	1,209	1,210	1,153	1,197	1,225	1,220
双葉町	1,136	1,150	1,113	1,034	1,066	1,058	1,062
浪江町	3,096	3,154	3,169	3,032	3,072	3,143	3,137
葛尾村	303	309	316	327	325	330	335
新地町	1,333	1,340	1,317	1,302	1,317	1,304	1,335
飯館村	1,129	1,154	1,162	1,175	1,186	1,186	1,193
福島県	269,771	275,972	280,098	282,076	286,784	288,040	289,138

(単位：人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
39,856	40,861	41,532	42,480	42,914	42,622	42,902	44,453
18,118	18,312	18,613	18,839	18,854	18,576	18,646	19,035
38,497	39,396	40,080	41,161	41,655	41,391	42,070	43,791
48,051	48,828	49,279	50,227	50,491	49,955	50,080	51,608
8,584	8,660	8,765	8,879	8,915	8,818	8,849	9,093
9,910	10,057	10,133	10,265	10,311	10,235	10,404	10,730
9,927	9,865	9,579	9,513	9,333	9,100	9,025	9,061
5,513	5,558	5,526	5,605	5,580	5,484	5,534	5,690
9,313	9,353	9,355	9,401	9,314	9,136	9,080	9,309
7,080	7,095	7,063	7,086	7,057	6,830	6,732	6,733
10,547	10,644	10,687	10,780	10,782	10,639	10,624	11,015
11,032	11,158	11,260	11,382	11,405	11,205	11,135	11,373
4,209	4,212	4,271	4,304	4,273	4,172	4,181	4,274
2,310	2,365	2,379	2,422	2,400	2,349	2,329	2,367
1,809	1,842	1,869	1,913	1,943	1,922	1,925	1,950
2,939	2,966	2,917	2,908	2,886	2,758	2,732	2,793
1,166	1,134	1,102	1,099	1,083	1,054	1,052	1,108
1,590	1,621	1,625	1,677	1,690	1,671	1,699	1,744
993	985	968	967	972	931	913	919
1,483	1,465	1,442	1,456	1,427	1,400	1,345	1,360
133	137	137	135	131	123	121	115
1,311	1,312	1,313	1,304	1,258	1,217	1,188	1,205
3,820	3,769	3,730	3,708	3,638	3,592	3,549	3,547
516	517	514	499	484	471	456	481
1,908	1,879	1,822	1,782	1,716	1,653	1,618	1,591
705	701	690	681	660	642	634	638
2,951	2,966	2,940	2,924	2,888	2,806	2,793	2,831
3,093	3,093	3,096	3,070	2,999	2,891	2,881	2,899
593	596	575	574	569	564	559	549
952	922	911	892	874	847	821	824
560	540	536	517	497	469	461	452
875	861	848	845	807	765	748	734
507	511	498	485	465	445	441	425
4,320	4,262	4,202	4,202	4,128	3,988	3,968	4,005
2,142	2,195	2,204	2,256	2,277	2,268	2,331	2,455
931	930	946	972	987	960	994	1,014
789	778	771	776	767	760	773	795
2,436	2,511	2,534	2,571	2,585	2,532	2,548	2,687
2,324	2,315	2,314	2,297	2,284	2,248	2,251	2,255
1,265	1,239	1,217	1,201	1,183	1,149	1,110	1,132
1,842	1,843	1,812	1,789	1,745	1,715	1,659	1,649
768	746	729	712	689	654	636	635
2,902	2,920	2,892	2,889	2,879	2,816	2,752	2,837
1,024	1,026	1,011	1,002	1,010	982	981	998
1,042	1,017	1,003	994	988	961	932	933
1,099	1,120	1,128	1,128	1,125	1,112	1,120	1,132
1,229	1,196	1,148	1,125	1,076	1,052	1,026	1,026
2,878	2,900	2,883	2,888	2,883	2,835	2,847	2,932
1,972	1,935	1,907	1,875	1,871	1,811	1,784	1,778
680	686	697	695	720	697	686	727
1,202	1,211	1,180	1,185	1,166	1,156	1,134	1,166
1,831	1,857	1,861	1,908	1,910	1,867	1,843	1,946
666	651	643	625	619	599	576	589
1,224	1,249	1,232	1,262	1,268	1,245	1,265	1,344
1,086	1,093	1,093	1,102	1,097	1,062	1,066	1,088
3,164	3,170	3,152	3,149	3,135	3,062	3,047	3,082
335	327	316	312	306	290	280	276
1,345	1,335	1,319	1,324	1,327	1,307	1,303	1,372
1,181	1,167	1,109	1,103	1,059	1,019	1,001	1,034
292,528	295,860	297,358	301,122	301,355	296,880	297,440	305,584

市町村別収納率（現年度分）（各年度5月31日現在）

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	98.97%	98.99%	99.04%	99.26%	99.32%	99.09%	99.26%
会津若松市	98.67%	99.26%	99.37%	99.43%	99.47%	99.48%	99.49%
郡山市	98.96%	98.99%	98.75%	99.12%	98.91%	99.23%	99.22%
いわき市	98.21%	98.86%	99.02%	99.12%	98.98%	99.29%	99.24%
白河市	98.68%	98.86%	99.17%	99.39%	99.43%	99.29%	99.20%
須賀川市	99.01%	99.11%	99.14%	99.40%	99.50%	99.37%	99.39%
喜多方市	99.53%	99.44%	99.72%	99.65%	99.84%	99.77%	99.60%
相馬市	98.61%	99.07%	99.03%	99.20%	99.07%	99.37%	99.38%
二本松市	99.58%	99.67%	99.70%	99.78%	99.58%	99.75%	99.73%
田村市	98.80%	99.28%	99.15%	99.59%	99.93%	99.71%	99.65%
南相馬市	99.07%	98.67%	98.97%	99.45%	99.90%	99.81%	99.70%
伊達市	99.13%	99.24%	99.09%	99.40%	99.55%	99.57%	99.66%
本宮市	99.14%	98.98%	99.26%	99.49%	99.55%	99.61%	99.63%
桑折町	98.68%	98.82%	99.02%	98.56%	99.66%	99.91%	99.95%
国見町	98.77%	98.99%	99.77%	99.89%	100.00%	99.86%	99.96%
川俣町	99.03%	98.58%	99.45%	99.80%	99.63%	99.26%	98.91%
大玉村	99.61%	100.00%	99.77%	99.63%	99.79%	99.77%	99.86%
鏡石町	99.17%	98.96%	99.69%	99.29%	99.43%	99.53%	99.56%
天栄村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
下郷町	99.65%	99.99%	99.86%	99.95%	99.99%	99.96%	99.04%
檜枝岐村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
只見町	99.72%	99.66%	99.85%	99.58%	99.82%	100.00%	100.00%
南会津町	97.77%	98.54%	96.69%	98.95%	99.16%	99.39%	99.58%
北塩原村	97.19%	98.11%	98.77%	98.96%	97.52%	99.73%	99.54%
西会津町	99.80%	99.95%	99.96%	100.00%	100.00%	99.93%	99.67%
磐梯町	99.98%	99.98%	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%
猪苗代町	99.33%	99.70%	99.88%	99.90%	99.88%	99.69%	99.79%
会津坂下町	98.96%	99.34%	99.18%	99.77%	99.47%	99.35%	99.52%
湯川村	99.57%	99.53%	99.59%	99.86%	99.94%	99.94%	100.00%
柳津町	99.78%	99.83%	99.94%	99.81%	100.00%	100.00%	98.40%
三島町	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
金山町	99.58%	99.87%	100.00%	99.70%	99.93%	99.86%	99.80%
昭和村	99.77%	99.74%	99.76%	100.00%	100.00%	100.00%	99.94%
会津美里町	99.23%	99.45%	99.38%	99.69%	99.68%	99.66%	99.58%
西郷村	98.95%	97.90%	98.87%	98.93%	99.31%	99.04%	98.82%
泉崎村	98.80%	97.77%	99.76%	98.81%	99.51%	97.88%	99.07%
中島村	99.55%	99.15%	99.85%	99.77%	100.00%	100.00%	99.48%
矢吹町	99.60%	99.09%	99.32%	99.48%	99.45%	99.48%	99.48%
棚倉町	98.95%	98.93%	99.39%	99.58%	99.73%	99.73%	99.73%
矢祭町	99.83%	99.07%	99.29%	99.82%	100.00%	100.00%	100.00%
塙町	99.38%	99.36%	99.44%	99.38%	99.59%	99.72%	99.62%
鮫川村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
石川町	99.44%	99.11%	99.50%	99.49%	98.92%	98.98%	99.36%
玉川村	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
平田村	96.40%	98.69%	99.33%	99.62%	99.90%	100.00%	100.00%
浅川町	99.72%	99.65%	99.59%	99.79%	99.92%	98.95%	99.90%
古殿町	98.92%	99.30%	99.77%	99.53%	99.81%	99.97%	99.99%
三春町	99.04%	99.74%	99.38%	99.68%	99.94%	99.90%	100.00%
小野町	99.46%	99.34%	99.59%	99.75%	99.75%	99.72%	99.76%
広野町	99.54%	98.27%	99.48%	100.00%	100.00%	100.00%	99.00%
檜葉町	99.58%	99.60%	99.37%	—	—	—	—
富岡町	98.04%	99.13%	98.36%	—	—	—	—
川内村	99.68%	100.00%	98.88%	—	—	100.00%	100.00%
大熊町	98.86%	99.30%	98.85%	—	—	—	—
双葉町	99.69%	99.81%	99.45%	—	—	—	—
浪江町	99.26%	99.47%	98.68%	—	—	—	—
葛尾村	99.39%	100.00%	99.29%	—	—	—	—
新地町	100.00%	99.85%	99.52%	99.85%	99.76%	99.31%	99.83%
飯館村	97.67%	99.34%	99.11%	100.00%	100.00%	100.00%	99.65%
福島県	98.86%	99.07%	99.10%	99.32%	99.30%	99.36%	99.38%

※檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村のうち、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に居住する被保険者については、保険料が減免されたため、実績値がない年度がある。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
99.32%	99.37%	99.33%	99.54%	99.39%	99.50%	99.72%	99.55%
99.53%	99.53%	99.54%	99.44%	99.58%	99.70%	99.71%	99.55%
99.22%	99.22%	99.22%	99.29%	99.19%	99.41%	99.42%	99.37%
99.05%	99.08%	99.28%	99.40%	99.39%	99.57%	99.67%	99.58%
99.29%	99.64%	99.24%	99.43%	99.70%	99.67%	99.79%	99.78%
99.58%	99.73%	99.70%	99.61%	99.74%	99.70%	99.67%	99.70%
99.79%	99.72%	99.57%	99.62%	99.64%	99.73%	99.65%	99.51%
99.42%	99.49%	99.39%	99.20%	99.52%	99.73%	99.54%	99.49%
99.75%	99.59%	99.64%	99.68%	99.29%	99.70%	99.58%	99.53%
99.79%	99.40%	99.48%	99.58%	99.68%	99.58%	99.85%	99.74%
99.50%	99.39%	99.57%	99.33%	99.73%	99.71%	99.12%	99.33%
99.61%	99.56%	99.59%	99.72%	99.63%	99.72%	99.73%	99.74%
99.63%	99.69%	99.60%	99.60%	99.27%	99.64%	99.58%	99.81%
99.64%	99.56%	99.65%	99.59%	99.62%	99.87%	99.77%	99.90%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.98%	99.99%	99.99%
99.09%	99.51%	99.66%	99.03%	99.61%	99.39%	99.49%	99.82%
99.90%	99.88%	99.99%	99.94%	99.99%	100.00%	100.00%	99.97%
99.62%	99.78%	99.67%	99.91%	99.78%	99.59%	99.57%	99.62%
100.00%	100.00%	99.78%	99.60%	100.00%	100.00%	100.00%	99.96%
99.17%	99.03%	99.61%	99.45%	98.90%	99.47%	99.12%	99.42%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
100.00%	100.00%	99.90%	100.00%	100.00%	99.98%	100.00%	100.00%
99.32%	99.30%	99.40%	99.23%	97.94%	99.92%	99.87%	99.93%
99.11%	98.87%	99.80%	100.00%	100.00%	99.94%	100.00%	100.00%
99.81%	99.99%	99.99%	99.85%	99.94%	99.97%	100.00%	99.99%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.58%	99.43%	99.58%	99.69%	99.16%	99.57%	99.78%	99.84%
99.53%	99.67%	99.85%	99.68%	99.69%	99.76%	99.63%	99.76%
99.59%	100.00%	99.59%	99.77%	99.05%	99.86%	99.89%	100.00%
99.52%	99.63%	100.00%	98.64%	99.05%	100.00%	100.00%	100.00%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.98%	99.82%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
98.90%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.67%	99.69%	99.82%	99.86%	99.67%	99.71%	99.89%	99.95%
98.80%	98.73%	98.93%	98.36%	98.86%	99.51%	99.46%	99.42%
98.78%	98.04%	98.55%	99.32%	98.69%	98.52%	97.69%	99.72%
100.00%	100.00%	99.59%	99.67%	99.62%	99.73%	99.84%	99.84%
99.26%	99.48%	99.73%	98.38%	99.81%	99.44%	99.57%	99.82%
99.79%	99.43%	99.72%	99.86%	99.59%	99.93%	99.87%	99.89%
100.00%	100.00%	99.78%	100.00%	99.80%	99.65%	100.00%	99.99%
99.92%	99.82%	99.73%	99.78%	99.61%	99.89%	99.89%	99.93%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.77%	98.90%	99.20%	99.59%	99.14%	99.56%	99.58%	99.01%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.85%	99.99%
99.84%	100.00%	99.89%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
99.25%	99.73%	99.89%	100.00%	99.92%	99.72%	99.73%	99.89%
99.97%	100.00%	99.21%	100.00%	99.56%	99.78%	99.93%	99.97%
99.95%	99.98%	99.99%	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%	99.98%
99.71%	99.56%	99.75%	99.87%	99.42%	99.18%	99.53%	98.38%
94.75%	99.45%	99.34%	96.93%	73.18%	99.27%	100.00%	100.00%
100.00%	100.00%	100.00%	98.50%	99.67%	99.57%	99.97%	99.91%
—	—	100.00%	100.00%	99.84%	100.00%	100.00%	99.26%
98.76%	99.56%	99.88%	100.00%	99.78%	100.00%	100.00%	83.52%
—	—	—	—	—	100.00%	100.00%	100.00%
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
—	—	100.00%	99.28%	99.64%	100.00%	100.00%	100.00%
98.43%	99.75%	99.80%	98.60%	99.92%	99.98%	99.96%	99.98%
100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	98.54%	99.92%	100.00%
99.36%	99.38%	99.41%	99.47%	99.43%	99.59%	99.65%	99.58%

市町村別給付費の状況（各年度3月31日現在）

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	21,759,541,886	25,566,921,528	27,269,320,283	27,706,122,260	28,518,913,051	28,765,173,842	29,187,664,640
会津若松市	10,718,245,754	12,180,995,354	12,688,855,611	12,666,539,397	13,109,663,320	13,003,490,589	13,384,846,794
郡山市	22,147,434,983	25,892,945,260	26,966,826,197	27,283,289,230	28,672,475,506	28,729,670,485	29,624,515,408
いわき市	32,182,844,250	37,390,335,360	38,659,844,315	40,013,881,786	40,380,338,840	40,401,105,611	40,337,128,824
白河市	5,049,929,347	5,724,866,694	5,808,184,610	5,950,444,110	6,038,242,094	5,986,609,297	5,919,178,810
須賀川市	5,774,008,573	6,546,527,037	6,934,755,070	6,971,349,381	7,103,779,909	7,336,133,890	7,645,613,774
喜多方市	6,762,281,496	7,479,148,005	7,650,181,447	7,683,902,151	7,925,294,273	8,051,120,281	8,105,860,489
相馬市	3,197,790,333	3,644,812,564	3,745,847,242	3,397,250,105	3,705,654,808	3,827,418,623	3,792,521,156
二本松市	5,484,058,890	6,193,084,093	6,512,815,343	6,636,383,133	6,629,019,756	6,537,200,488	6,751,109,268
田村市	3,880,838,493	4,831,135,047	4,939,874,973	5,014,648,112	5,102,964,162	5,264,636,244	5,151,452,378
南相馬市	6,252,112,925	7,250,235,582	7,735,289,756	9,080,898,174	8,725,891,565	8,747,663,240	8,490,533,083
伊達市	6,157,314,471	7,207,872,816	7,727,629,618	7,898,347,259	7,921,961,177	7,957,428,256	8,191,188,786
本宮市	2,564,899,888	2,899,912,805	3,044,699,519	2,951,509,825	3,108,972,051	3,189,464,302	3,261,257,648
桑折町	1,237,530,704	1,496,141,320	1,530,176,334	1,648,496,844	1,536,515,839	1,572,059,295	1,512,379,318
国見町	932,007,714	1,059,823,760	1,126,464,289	1,126,239,840	1,199,020,431	1,193,864,858	1,187,916,425
川俣町	1,759,382,302	2,019,289,765	2,076,818,515	2,100,871,667	2,216,768,188	2,194,417,739	2,190,286,341
(旧)飯野町	169,061,257						
大玉村	776,710,211	847,472,464	853,234,165	832,737,647	808,891,965	866,136,199	858,750,697
鏡石町	891,418,152	1,030,666,297	1,035,300,079	1,122,094,533	1,133,510,827	1,180,020,184	1,146,552,129
天栄村	686,977,415	753,444,524	786,626,812	739,998,720	780,592,569	771,387,197	755,805,061
下郷町	796,290,202	982,830,814	965,092,407	971,757,732	919,467,956	960,753,210	962,119,578
檜枝岐村	62,467,560	71,855,061	65,496,026	65,014,564	54,140,817	56,436,203	62,994,258
只見町	618,082,632	715,585,343	735,496,811	698,120,443	770,128,582	786,941,138	774,229,498
南会津町	2,002,443,186	2,285,655,578	2,574,850,831	2,530,670,492	2,387,671,989	2,351,470,440	2,421,202,001
北塩原村	445,327,460	456,046,977	476,314,041	463,538,956	434,090,737	457,962,166	448,953,237
西会津町	1,056,593,429	1,298,271,266	1,271,180,552	1,260,601,375	1,314,661,472	1,296,220,908	1,214,294,730
磐梯町	460,710,235	487,062,905	506,053,936	518,716,758	542,057,896	524,966,820	490,861,824
猪苗代町	2,030,011,611	2,285,468,439	2,354,189,153	2,378,089,064	2,497,210,624	2,459,623,824	2,394,471,417
会津坂下町	1,951,814,901	2,222,295,060	2,236,657,070	2,439,854,353	2,343,435,457	2,315,652,614	2,280,729,843
湯川村	412,876,748	441,829,468	447,021,731	434,415,073	431,474,261	439,343,203	450,388,546
柳津町	608,774,641	636,531,393	629,606,363	678,815,824	628,217,109	688,273,563	635,290,099
三島町	347,673,411	396,756,235	400,745,343	399,221,758	361,636,907	398,865,395	442,930,951
金山町	556,224,208	606,542,333	561,036,273	545,066,097	558,794,324	621,898,482	591,238,794
昭和村	328,257,090	362,489,284	370,838,997	391,952,487	375,931,751	389,547,099	425,231,941
会津美里町	2,761,231,294	3,320,733,790	3,472,409,608	3,433,287,672	3,443,019,679	3,362,191,667	3,286,043,672
西郷村	1,110,856,457	1,310,405,209	1,361,095,385	1,322,807,325	1,246,476,022	1,324,290,229	1,340,175,781
泉崎村	558,107,948	602,169,434	666,690,916	663,105,303	691,708,129	655,399,181	597,365,951
中島村	377,867,269	373,300,073	424,686,901	424,637,067	445,897,257	471,202,524	510,731,129
矢吹町	1,470,968,316	1,616,637,988	1,747,504,559	1,882,269,645	1,730,909,211	1,760,462,620	1,688,652,916
棚倉町	1,268,651,238	1,505,351,192	1,457,425,660	1,494,220,377	1,416,287,900	1,495,459,447	1,523,938,466
矢祭町	628,872,486	737,612,317	730,265,296	740,603,039	770,007,269	760,282,500	815,165,274
塙町	1,007,964,744	1,118,919,089	1,150,223,493	1,171,938,089	1,267,640,264	1,276,226,361	1,303,615,135
鮫川村	469,978,083	527,135,034	498,335,926	534,556,287	540,717,730	496,175,976	507,096,078
石川町	1,770,178,421	2,057,860,404	2,110,830,836	1,936,430,623	1,953,685,896	2,129,767,933	2,052,457,036
玉川村	614,590,287	663,795,161	709,052,544	714,151,550	775,103,727	720,035,100	730,852,744
平田村	730,574,713	832,161,127	796,514,194	785,870,052	815,503,630	906,900,423	977,191,298
浅川町	570,478,495	659,800,595	655,937,790	679,694,796	642,405,457	702,068,148	663,415,713
古殿町	806,681,565	929,652,385	981,811,033	993,912,747	968,654,673	975,195,840	995,579,477
三春町	1,644,378,489	1,822,197,045	1,915,328,276	1,875,606,721	1,946,692,881	2,006,111,195	1,977,506,445
小野町	1,245,417,346	1,459,227,208	1,445,486,953	1,451,068,274	1,517,104,011	1,589,975,596	1,566,047,315
広野町	662,144,707	702,325,542	720,193,828	811,950,571	776,232,097	782,878,319	837,051,717
檜葉町	826,976,213	976,506,566	926,130,663	1,365,365,710	1,203,821,311	1,130,700,209	1,140,622,148
富岡町	1,389,409,343	1,490,105,069	1,471,888,304	1,824,601,023	1,726,987,697	1,679,587,248	1,756,809,803
川内村	454,755,707	533,146,885	481,020,793	588,317,995	620,927,052	581,184,062	536,334,677
大熊町	815,083,610	892,391,943	939,673,842	1,129,431,536	1,034,148,482	1,082,896,946	1,147,788,125
双葉町	661,633,445	777,702,615	830,706,283	1,074,064,104	973,356,455	1,012,544,741	949,201,079
浪江町	1,792,036,584	2,006,158,463	2,106,786,709	2,847,184,253	2,709,227,884	2,683,275,378	2,796,617,835
葛尾村	165,454,732	231,520,277	229,380,356	290,984,680	315,926,429	337,496,924	282,907,684
新地町	664,148,832	847,381,534	869,863,290	793,888,950	829,943,301	806,375,375	908,074,136
飯館村	637,635,277	712,137,199	759,194,265	977,929,881	958,658,811	949,365,268	952,899,751
福島県	175,168,011,959	201,971,184,575	210,145,761,415	216,408,717,418	219,558,433,468	221,001,004,895	222,933,639,131

※平成20年度は、制度初年度のため11ヶ月分の合計

※第三者納付金、一部負担金返還金、返還金の収入を除く

(単位:円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30,014,028,104	30,112,907,006	30,588,058,406	30,789,072,554	31,821,288,880	31,101,026,848	31,738,561,349	32,388,208,001
14,057,706,833	13,752,722,512	14,149,446,613	14,175,680,895	14,712,922,634	14,231,357,670	14,351,671,063	14,467,918,736
30,412,521,266	30,502,580,209	31,728,124,924	31,993,324,155	33,164,324,635	31,979,310,937	31,720,416,227	32,495,126,085
41,423,525,140	41,078,819,643	41,832,476,832	41,773,619,372	42,825,137,995	41,472,225,955	41,020,564,344	42,236,508,983
6,136,910,840	6,032,114,156	6,249,723,306	6,274,273,894	6,364,631,138	6,076,388,061	6,360,855,087	6,588,662,473
7,916,220,027	7,792,531,623	8,038,160,518	7,985,795,117	8,281,234,309	7,716,379,530	7,459,385,050	7,807,720,264
8,459,348,061	8,255,373,351	8,095,442,942	7,885,417,332	7,920,961,858	7,502,707,401	7,281,484,530	7,515,564,559
3,890,650,844	3,971,617,057	3,974,008,376	3,995,932,980	4,277,736,884	4,118,638,035	4,131,818,930	4,333,452,059
6,755,593,946	6,745,946,390	6,858,417,845	7,009,214,857	6,992,777,840	6,820,576,833	6,872,141,596	6,862,592,663
5,274,240,543	5,094,346,519	5,042,421,480	5,023,026,380	5,131,842,068	4,928,384,658	4,821,976,017	4,741,727,240
8,544,080,319	8,451,443,234	8,827,093,041	8,941,896,181	8,615,793,055	8,176,377,718	8,072,884,679	8,161,235,943
8,472,820,902	8,349,358,383	8,477,843,638	8,440,235,813	8,638,783,328	8,271,659,942	8,127,643,478	8,187,947,547
3,180,297,536	3,098,442,790	3,070,422,175	3,235,045,356	3,282,619,543	3,140,521,091	3,162,405,118	3,207,149,741
1,587,999,536	1,556,744,075	1,586,914,747	1,577,149,936	1,660,485,368	1,471,714,590	1,511,632,310	1,568,150,361
1,171,671,477	1,180,894,812	1,180,773,151	1,282,705,175	1,330,668,039	1,255,661,941	1,235,644,122	1,290,672,391
2,242,702,559	2,213,827,946	2,283,282,221	2,273,869,037	2,352,849,163	2,140,975,615	2,164,232,078	2,157,510,642
851,361,722	843,221,590	822,858,930	805,622,226	760,099,518	769,683,918	768,928,460	805,789,445
1,220,887,205	1,229,071,840	1,285,407,609	1,192,194,520	1,264,085,171	1,264,611,007	1,230,470,942	1,294,612,357
688,481,533	693,220,371	677,826,525	695,628,946	709,550,583	654,911,192	617,213,259	649,157,095
975,121,938	948,235,472	986,602,674	910,603,145	927,482,975	925,122,845	918,364,963	890,475,427
73,890,090	54,405,458	76,842,227	65,688,377	57,211,430	50,473,976	51,354,315	47,490,697
806,461,910	751,588,472	800,249,343	893,924,594	911,977,259	686,750,899	738,107,074	778,636,920
2,342,423,400	2,272,271,384	2,276,209,089	2,391,954,901	2,286,612,881	2,197,437,095	2,303,141,183	2,062,617,620
417,911,032	412,714,508	418,434,745	468,378,698	401,164,661	401,581,320	429,220,794	355,978,659
1,271,111,028	1,223,162,883	1,242,622,341	1,190,740,699	1,123,201,550	1,009,692,734	979,815,880	994,847,786
518,116,688	479,446,181	477,804,288	436,704,711	464,975,409	415,419,135	430,757,922	372,431,804
2,472,718,994	2,307,358,472	2,283,692,135	2,169,121,479	2,190,867,944	2,039,509,836	2,048,793,045	2,129,758,616
2,372,301,557	2,261,641,218	2,464,619,844	2,423,421,384	2,452,950,092	2,315,182,006	1,940,575,553	2,083,277,371
470,565,222	496,447,208	521,721,690	428,577,130	444,199,281	442,957,077	421,388,038	458,575,744
674,449,306	714,918,735	690,073,724	770,215,394	692,352,778	655,945,162	609,254,676	548,494,326
406,468,592	352,745,496	369,550,958	343,480,678	381,890,352	310,147,510	279,804,023	280,739,839
610,996,477	610,474,102	593,730,414	559,161,657	573,664,807	459,210,086	501,122,733	433,754,732
372,616,618	352,757,866	322,300,370	345,055,932	335,018,089	295,177,536	293,830,603	299,061,722
3,387,260,639	3,301,742,693	3,188,173,838	3,064,842,890	2,948,305,105	2,852,203,962	2,913,541,997	2,834,150,065
1,383,868,582	1,449,240,381	1,516,493,974	1,403,630,069	1,537,285,102	1,345,274,963	1,347,460,926	1,543,530,005
564,270,078	578,166,113	594,114,442	609,513,520	593,484,116	652,687,283	621,616,621	638,576,166
550,631,866	536,288,510	574,341,830	503,436,711	564,441,240	534,236,093	516,651,802	562,350,525
1,819,262,682	1,882,787,294	1,930,068,403	1,934,007,612	1,911,857,798	1,879,842,422	1,875,891,431	2,001,518,584
1,590,116,297	1,569,775,678	1,587,706,631	1,523,806,515	1,612,275,025	1,513,328,458	1,479,138,006	1,573,218,938
837,884,040	811,730,722	870,548,171	825,861,610	826,763,539	750,423,214	725,653,814	703,948,193
1,397,331,025	1,324,534,865	1,382,564,536	1,340,921,075	1,352,274,327	1,274,505,650	1,253,320,996	1,159,042,407
525,916,737	515,579,283	535,159,968	493,439,442	494,577,895	419,809,105	390,891,640	399,470,697
2,112,639,706	2,042,008,958	2,077,975,863	1,966,948,087	2,122,773,427	2,064,729,305	1,943,211,625	1,958,000,557
751,926,861	801,981,581	843,778,439	851,807,530	757,489,029	731,664,957	684,170,925	731,590,302
1,048,640,923	992,289,341	914,344,945	887,163,091	885,823,173	814,084,559	772,855,360	820,116,393
684,144,094	686,017,115	797,096,812	811,479,612	865,325,327	760,862,875	734,214,338	769,168,442
989,656,542	926,761,476	884,050,643	790,715,725	833,229,840	767,999,328	746,467,520	803,380,167
1,994,370,191	2,054,225,538	2,123,637,101	2,040,286,478	2,049,161,125	1,982,262,139	1,920,147,113	1,998,088,962
1,623,467,656	1,607,886,092	1,590,662,669	1,468,799,888	1,362,197,799	1,418,821,720	1,371,323,664	1,400,225,057
827,992,444	745,537,320	722,314,762	736,961,195	792,451,861	727,166,561	644,739,235	635,977,962
1,202,272,425	1,143,720,765	1,060,960,581	922,472,895	992,044,119	927,835,282	920,672,554	943,549,624
1,749,314,365	1,712,613,144	1,717,320,234	1,671,201,526	1,730,286,981	1,621,497,600	1,548,268,920	1,563,907,337
594,520,735	568,164,258	537,487,873	513,424,460	506,392,242	501,331,672	485,268,434	428,875,868
1,111,315,239	1,031,072,910	1,054,468,464	1,037,521,618	1,141,259,624	1,014,632,395	1,021,874,575	1,095,127,646
981,483,433	897,918,978	996,424,688	1,011,974,564	990,253,100	883,665,986	846,390,815	861,710,079
2,763,970,849	2,741,560,302	2,736,885,763	2,742,112,824	2,646,083,888	2,490,574,905	2,427,561,905	2,467,598,791
309,568,579	335,240,833	291,724,255	308,896,134	323,838,668	245,917,912	244,467,126	225,310,163
929,703,804	961,103,025	1,000,975,598	911,028,141	974,909,718	995,566,590	1,024,205,725	1,067,667,468
1,041,374,772	1,004,757,042	929,300,978	950,575,074	914,377,623	796,351,295	765,460,281	847,046,365
228,859,105,809	226,416,055,179	230,751,738,582	230,069,561,791	235,080,523,208	225,264,996,390	223,820,926,788	228,528,994,611

市町村別一人あたり給付費の状況（年間）

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	631,517	719,810	745,430	742,592	745,554	746,217	749,035
会津若松市	646,106	717,331	732,613	726,501	743,811	731,643	748,384
郡山市	677,374	768,268	774,664	764,752	782,290	774,280	787,132
いわき市	740,261	840,629	857,735	881,654	872,296	863,770	854,202
白河市	642,894	706,948	701,472	712,713	716,110	702,736	696,948
須賀川市	645,069	713,985	747,521	749,366	743,151	755,368	780,483
喜多方市	697,574	762,167	771,888	772,407	794,118	813,738	820,348
相馬市	598,389	667,915	691,371	624,724	675,598	700,351	695,748
二本松市	607,047	668,222	697,453	709,394	702,524	696,187	722,198
田村市	574,599	699,860	706,908	712,207	715,202	740,143	728,429
南相馬市	616,032	699,425	749,544	888,194	835,333	830,185	808,545
伊達市	598,320	689,815	728,197	735,825	724,724	727,437	747,576
本宮市	649,835	721,013	739,543	707,966	738,473	759,758	775,567
桑折町	548,308	649,931	654,761	710,253	660,867	676,155	647,700
国見町	564,169	624,160	659,137	645,780	678,179	663,996	667,369
川俣町	599,245	682,423	699,265	709,035	743,882	738,613	736,726
大玉村	641,909	695,790	693,123	673,736	661,941	724,800	730,230
鏡石町	645,487	728,901	728,059	756,638	751,665	771,255	734,498
天栄村	657,395	710,797	737,232	699,432	730,892	736,760	747,582
下郷町	551,448	664,524	656,525	659,713	618,338	663,962	672,811
檜枝岐村	512,029	588,976	532,488	515,989	419,696	430,811	466,624
只見町	480,998	548,341	573,710	538,673	579,044	595,266	591,015
南会津町	521,198	585,165	652,522	644,264	615,538	609,663	631,508
北塩原村	756,074	772,961	828,372	841,269	787,823	856,004	831,395
西会津町	518,701	641,122	633,689	628,102	652,761	654,657	631,130
磐梯町	636,340	650,284	680,180	684,323	737,494	723,095	693,308
猪苗代町	689,542	767,709	785,515	786,145	809,994	809,619	801,094
会津坂下町	608,232	680,642	684,621	752,577	723,729	733,266	731,003
湯川村	663,789	718,422	726,865	700,669	685,969	715,543	743,215
柳津町	624,384	644,263	638,546	690,555	639,081	712,499	670,137
三島町	561,669	630,773	640,168	657,696	599,730	674,899	783,949
金山町	598,091	655,721	610,486	603,617	612,042	701,126	674,161
昭和村	565,961	634,832	650,595	674,617	659,529	712,152	822,499
会津美里町	620,501	733,378	765,522	758,570	764,436	771,499	760,306
西郷村	589,940	673,730	695,501	667,074	609,226	638,520	642,462
泉崎村	633,494	664,646	719,192	723,125	760,955	717,852	662,268
中島村	590,418	564,750	630,099	616,309	631,583	655,358	655,624
矢吹町	682,267	723,976	779,440	827,371	755,856	752,334	713,114
棚倉町	583,288	676,562	649,766	659,409	617,119	645,151	663,447
矢祭町	488,634	565,220	560,019	566,210	589,141	583,934	644,399
塙町	565,954	615,129	625,802	637,616	680,065	676,684	690,840
鮫川村	586,739	654,014	609,213	660,762	673,372	622,555	645,982
石川町	643,701	727,416	741,163	672,372	669,759	730,624	710,439
玉川村	618,923	655,924	692,434	689,335	758,419	693,675	708,191
平田村	736,466	847,415	806,188	780,407	771,527	877,080	942,325
浅川町	584,507	670,529	652,674	689,346	629,809	668,000	619,436
古殿町	663,935	741,350	768,842	778,319	757,353	768,476	803,535
三春町	601,675	653,351	678,473	664,402	679,237	699,481	696,305
小野町	655,138	752,955	747,022	749,519	769,323	800,189	788,147
広野町	958,241	1,010,540	1,012,931	1,187,062	1,141,518	1,132,964	1,199,214
檜葉町	703,211	822,668	763,504	1,184,185	1,022,788	958,221	952,901
富岡町	771,037	800,271	785,845	1,048,019	961,574	942,001	980,363
川内村	682,816	793,373	721,171	909,301	939,375	908,100	851,325
大熊町	686,675	738,124	776,590	979,559	863,950	883,998	940,810
双葉町	582,424	676,263	746,367	1,038,747	913,092	957,037	893,786
浪江町	578,823	636,068	664,811	939,045	881,910	853,731	891,494
葛尾村	546,055	749,257	725,887	889,861	972,081	1,022,718	844,501
新地町	498,236	632,374	660,488	609,746	630,177	618,386	680,205
飯館村	564,779	617,103	653,351	832,281	808,313	800,477	798,742
福島県	649,321	731,854	750,258	767,200	765,588	767,258	771,029

(単位：円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
753,062	736,960	736,494	724,790	741,513	729,694	739,792	728,594
775,897	751,022	760,192	752,465	780,361	766,115	769,692	760,069
789,997	774,256	791,620	777,273	796,167	772,615	753,991	742,050
862,074	841,296	848,891	831,696	848,174	830,192	819,101	818,410
714,924	696,549	713,032	706,642	713,924	689,089	718,822	724,586
798,811	774,837	793,266	777,963	803,146	753,921	716,973	727,653
852,156	836,835	845,124	828,910	848,705	824,473	806,813	829,441
705,723	714,577	719,147	712,923	766,620	751,028	746,624	761,591
725,394	721,260	733,129	745,582	750,781	746,561	756,844	737,200
744,949	718,019	713,921	708,866	727,199	721,579	716,277	704,252
810,096	794,010	825,965	829,489	799,090	768,529	759,872	740,920
768,022	748,284	752,917	741,542	757,456	738,212	729,919	719,946
755,595	735,623	718,900	751,637	768,224	752,762	756,375	750,386
687,446	658,243	667,051	651,177	691,869	626,528	649,048	662,505
647,690	641,094	631,767	670,520	684,852	653,310	641,893	661,883
763,084	746,402	782,750	781,936	815,263	776,278	792,179	772,471
730,156	743,582	746,696	733,050	701,846	730,250	730,921	727,247
767,854	758,218	791,020	710,909	747,979	756,799	724,232	742,324
693,335	703,777	700,234	719,368	729,990	703,449	676,028	706,373
657,533	647,260	684,190	625,414	649,953	660,802	682,799	654,761
555,565	397,120	560,892	486,581	436,728	410,358	424,416	412,963
615,150	572,857	609,482	685,525	724,942	564,298	621,302	646,172
613,200	602,884	610,244	645,080	628,536	611,759	648,955	581,510
809,905	798,287	814,075	938,635	828,853	852,614	941,274	740,080
666,201	650,965	682,010	668,205	654,546	610,824	605,572	625,297
734,917	683,946	692,470	641,270	704,508	647,070	679,429	583,749
837,926	777,936	776,766	741,834	758,611	726,839	733,546	752,299
766,990	731,213	796,066	789,388	817,923	800,824	673,577	718,619
793,533	832,965	907,342	746,650	780,667	785,385	753,825	835,293
708,455	775,400	757,490	863,470	792,166	774,433	742,089	665,648
725,837	653,232	689,461	664,373	768,391	661,295	606,950	621,106
698,282	709,029	700,154	661,730	710,861	600,275	669,950	590,947
734,944	690,329	647,189	711,456	720,469	663,320	666,283	703,675
784,088	774,693	758,728	729,377	714,221	715,197	734,260	707,653
646,064	660,246	688,064	622,176	675,136	593,155	578,061	628,729
606,090	621,684	628,028	627,072	601,301	679,883	625,369	629,760
697,886	689,317	744,931	648,759	735,908	702,942	668,372	707,359
746,824	749,816	761,669	752,239	739,597	742,434	736,221	744,890
684,215	678,089	686,131	663,390	705,900	673,189	657,103	697,658
662,359	655,150	715,323	687,645	698,870	653,110	653,742	621,862
758,594	718,684	763,005	749,537	774,942	743,152	755,468	702,876
684,787	691,125	734,101	693,033	717,820	641,910	614,609	629,088
727,994	699,318	718,526	680,840	737,330	733,214	706,109	690,166
734,304	781,658	834,598	850,107	749,989	745,076	697,422	733,056
1,006,373	975,702	911,610	892,518	896,582	847,122	829,244	879,010
622,515	612,515	706,646	719,397	769,178	684,229	655,549	679,477
805,253	774,884	770,079	702,858	774,377	730,037	727,551	783,022
692,971	708,354	736,607	706,470	710,774	699,211	674,446	681,476
823,259	830,949	834,118	783,360	728,059	783,447	768,679	787,528
1,217,636	1,086,789	1,036,320	1,060,376	1,100,628	1,043,281	939,853	874,798
1,000,227	944,443	899,119	778,458	850,810	802,626	811,881	809,219
955,387	922,247	922,794	875,892	905,909	868,504	840,081	803,652
892,674	872,756	835,906	821,479	818,081	836,948	842,480	728,142
907,937	825,519	855,900	822,125	900,047	814,966	807,806	814,827
903,760	821,518	911,642	918,307	902,692	832,077	793,988	792,013
873,569	864,846	868,301	870,788	844,046	813,382	796,706	800,649
924,085	1,025,201	923,178	990,052	1,058,296	847,993	873,097	816,341
691,230	719,927	758,890	688,088	734,672	761,719	786,037	778,183
881,774	860,974	837,963	861,809	863,435	781,503	764,696	819,194
782,349	765,281	776,006	764,041	780,078	758,775	752,491	747,843

市町村別葬祭費の支給状況（年間）

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	81,800,000	93,550,000	96,000,000	104,900,000	115,050,000	113,150,000	121,600,000
会津若松市	37,700,000	42,600,000	45,850,000	50,150,000	55,600,000	57,050,000	55,000,000
郡山市	74,000,000	88,400,000	90,750,000	99,500,000	99,250,000	101,500,000	105,650,000
いわき市	113,750,000	122,350,000	125,650,000	148,000,000	136,200,000	138,150,000	143,050,000
白河市	18,100,000	17,650,000	19,250,000	24,500,000	22,800,000	22,600,000	25,650,000
須賀川市	22,000,000	26,000,000	29,100,000	30,950,000	30,000,000	28,100,000	29,150,000
喜多方市	23,050,000	26,950,000	28,350,000	31,900,000	31,200,000	33,650,000	31,350,000
相馬市	13,450,000	14,850,000	16,250,000	24,300,000	15,750,000	17,150,000	16,150,000
二本松市	24,800,000	24,850,000	25,200,000	32,750,000	31,150,000	28,750,000	30,200,000
田村市	16,950,000	20,300,000	20,300,000	23,850,000	21,550,000	22,300,000	22,450,000
南相馬市	25,150,000	27,450,000	28,400,000	41,800,000	26,400,000	27,600,000	29,700,000
伊達市	24,300,000	29,200,000	31,000,000	32,300,000	35,650,000	33,300,000	34,550,000
本宮市	9,600,000	11,400,000	10,350,000	13,750,000	11,450,000	12,550,000	14,350,000
桑折町	4,900,000	6,150,000	7,150,000	8,500,000	7,750,000	7,150,000	7,400,000
国見町	3,400,000	3,450,000	5,400,000	4,300,000	5,200,000	5,600,000	5,950,000
川俣町	8,200,000	8,650,000	9,750,000	9,550,000	9,900,000	10,400,000	9,350,000
(旧) 飯野町	700,000						
大玉村	3,050,000	3,200,000	3,450,000	3,750,000	4,050,000	4,950,000	3,500,000
鏡石町	3,200,000	3,600,000	4,400,000	4,400,000	4,350,000	4,300,000	4,100,000
天栄村	3,150,000	3,400,000	4,000,000	3,550,000	3,550,000	3,500,000	3,800,000
下郷町	3,700,000	4,050,000	4,350,000	4,650,000	5,150,000	5,200,000	3,500,000
檜枝岐村	250,000	350,000	450,000	400,000	200,000	200,000	300,000
只見町	3,050,000	4,050,000	4,200,000	3,900,000	3,500,000	3,650,000	3,800,000
南会津町	9,850,000	9,050,000	9,950,000	14,650,000	13,900,000	10,850,000	12,850,000
北塩原村	950,000	1,750,000	1,700,000	1,850,000	1,750,000	1,950,000	1,300,000
西会津町	4,400,000	6,800,000	6,250,000	6,150,000	6,000,000	6,700,000	6,750,000
磐梯町	1,550,000	1,400,000	2,000,000	1,650,000	2,750,000	2,250,000	2,600,000
猪苗代町	8,550,000	9,350,000	9,550,000	9,300,000	9,350,000	10,100,000	10,150,000
会津坂下町	6,350,000	8,150,000	10,150,000	10,000,000	11,650,000	10,500,000	9,350,000
湯川村	1,700,000	1,700,000	1,750,000	1,600,000	2,400,000	2,450,000	2,000,000
柳津町	2,700,000	2,450,000	3,050,000	3,750,000	3,000,000	3,050,000	1,500,000
三島町	1,200,000	1,550,000	1,400,000	2,200,000	1,950,000	2,000,000	1,800,000
金山町	1,950,000	2,550,000	2,550,000	950,000	4,200,000	3,300,000	2,650,000
昭和村	1,200,000	1,700,000	1,500,000	1,500,000	1,800,000	2,250,000	1,900,000
会津美里町	9,300,000	12,600,000	15,250,000	15,000,000	16,400,000	16,950,000	13,350,000
西郷村	4,800,000	4,350,000	5,400,000	5,650,000	5,650,000	7,250,000	7,400,000
泉崎村	2,750,000	3,050,000	2,800,000	3,050,000	3,450,000	2,650,000	2,350,000
中島村	1,800,000	1,700,000	1,600,000	1,600,000	2,050,000	1,850,000	2,450,000
矢吹町	5,800,000	5,600,000	7,450,000	7,950,000	8,450,000	6,900,000	6,400,000
棚倉町	5,450,000	6,100,000	5,950,000	6,800,000	7,250,000	6,100,000	7,800,000
矢祭町	3,350,000	3,300,000	4,500,000	4,700,000	4,900,000	4,200,000	4,750,000
塙町	4,400,000	5,550,000	5,000,000	6,400,000	6,050,000	5,450,000	5,200,000
鮫川村	2,150,000	2,050,000	2,450,000	2,600,000	2,650,000	2,300,000	2,600,000
石川町	7,300,000	7,600,000	7,900,000	8,100,000	8,450,000	8,450,000	8,950,000
玉川村	2,800,000	2,950,000	2,850,000	3,800,000	3,650,000	3,000,000	2,900,000
平田村	2,750,000	3,400,000	3,200,000	3,150,000	2,550,000	3,750,000	3,350,000
浅川町	3,050,000	3,700,000	3,450,000	4,050,000	2,850,000	3,200,000	3,150,000
古殿町	1,950,000	3,600,000	3,100,000	3,950,000	3,800,000	3,200,000	4,050,000
三春町	7,000,000	8,350,000	7,550,000	9,500,000	8,400,000	8,250,000	9,350,000
小野町	5,100,000	5,000,000	6,950,000	6,100,000	5,500,000	5,400,000	6,550,000
広野町	2,700,000	2,350,000	2,350,000	2,150,000	3,050,000	1,950,000	2,450,000
檜葉町	3,050,000	3,950,000	3,400,000	5,600,000	2,600,000	3,050,000	3,050,000
富岡町	4,600,000	5,200,000	5,200,000	6,150,000	5,300,000	4,850,000	4,800,000
川内村	1,200,000	1,500,000	2,200,000	1,700,000	1,600,000	1,950,000	1,950,000
大熊町	3,300,000	3,550,000	4,300,000	4,300,000	2,850,000	2,650,000	3,750,000
双葉町	2,450,000	3,000,000	4,400,000	4,750,000	2,550,000	3,000,000	3,000,000
浪江町	7,900,000	7,900,000	10,300,000	12,750,000	9,150,000	7,950,000	9,400,000
葛尾村	750,000	600,000	1,200,000	700,000	800,000	750,000	1,000,000
新地町	3,350,000	3,350,000	3,800,000	5,900,000	4,200,000	4,150,000	4,650,000
飯館村	2,150,000	3,300,000	4,100,000	3,500,000	3,650,000	3,200,000	2,500,000
福島県	659,850,000	742,500,000	786,100,000	895,150,000	862,250,000	858,600,000	880,550,000

(単位:円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
108,300,000	113,300,000	114,400,000	119,350,000	120,700,000	120,600,000	125,450,000	140,500,000
55,200,000	58,900,000	54,650,000	59,600,000	62,250,000	57,500,000	57,650,000	68,000,000
115,350,000	116,350,000	120,200,000	123,150,000	122,250,000	126,750,000	124,350,000	141,950,000
145,600,000	147,300,000	153,450,000	154,950,000	148,200,000	151,250,000	151,800,000	165,500,000
24,350,000	24,600,000	25,100,000	26,450,000	27,500,000	23,400,000	28,050,000	30,300,000
30,250,000	32,450,000	30,550,000	34,350,000	28,950,000	31,700,000	32,600,000	36,550,000
32,050,000	33,950,000	34,100,000	32,200,000	33,600,000	33,050,000	31,650,000	36,300,000
16,600,000	15,350,000	18,300,000	17,800,000	17,900,000	16,850,000	18,200,000	18,200,000
31,650,000	28,600,000	29,550,000	31,850,000	33,150,000	29,400,000	31,500,000	35,500,000
21,950,000	23,000,000	23,600,000	22,500,000	22,500,000	23,550,000	25,950,000	26,200,000
30,250,000	32,700,000	32,800,000	32,700,000	32,000,000	32,950,000	34,050,000	33,450,000
35,250,000	35,300,000	34,450,000	37,400,000	36,700,000	37,650,000	35,350,000	41,150,000
14,050,000	14,250,000	12,050,000	13,900,000	14,850,000	13,150,000	15,500,000	14,600,000
8,750,000	7,550,000	8,300,000	7,100,000	9,700,000	8,700,000	9,500,000	10,200,000
5,500,000	4,650,000	6,050,000	5,200,000	5,450,000	5,950,000	5,650,000	6,450,000
10,400,000	9,850,000	9,400,000	10,250,000	10,650,000	10,950,000	10,250,000	9,850,000
3,800,000	4,550,000	4,550,000	4,000,000	4,200,000	3,950,000	4,150,000	3,900,000
4,650,000	4,350,000	5,650,000	4,550,000	5,700,000	4,950,000	5,250,000	5,000,000
3,250,000	3,600,000	3,700,000	4,000,000	3,650,000	3,750,000	4,250,000	5,200,000
4,850,000	4,450,000	5,000,000	4,600,000	4,350,000	4,950,000	5,500,000	4,950,000
250,000	100,000	250,000	450,000	350,000	200,000	50,000	350,000
3,800,000	3,050,000	3,750,000	3,400,000	4,600,000	3,600,000	3,750,000	3,750,000
11,100,000	12,000,000	12,300,000	11,250,000	11,750,000	12,400,000	12,700,000	11,400,000
2,000,000	1,250,000	1,550,000	1,800,000	1,600,000	1,200,000	1,750,000	1,100,000
5,750,000	6,500,000	6,250,000	5,750,000	6,300,000	6,150,000	5,100,000	6,800,000
1,900,000	1,850,000	2,000,000	2,000,000	2,300,000	1,500,000	2,000,000	2,100,000
9,700,000	10,400,000	9,500,000	9,650,000	10,150,000	8,400,000	9,500,000	11,050,000
9,800,000	8,300,000	8,850,000	10,200,000	10,500,000	10,100,000	9,550,000	10,950,000
1,950,000	1,600,000	2,250,000	2,100,000	1,600,000	1,800,000	1,850,000	2,400,000
4,200,000	3,150,000	2,650,000	3,000,000	3,400,000	2,700,000	2,900,000	3,400,000
2,150,000	2,100,000	1,450,000	1,750,000	2,100,000	1,750,000	1,550,000	1,700,000
2,700,000	2,000,000	2,450,000	2,500,000	3,150,000	3,550,000	2,150,000	2,850,000
1,700,000	1,200,000	1,500,000	1,400,000	1,750,000	1,300,000	1,450,000	2,050,000
12,900,000	13,350,000	15,050,000	15,150,000	15,450,000	13,600,000	14,550,000	15,900,000
6,450,000	6,950,000	8,050,000	7,800,000	8,150,000	7,200,000	8,250,000	9,000,000
2,500,000	3,150,000	2,950,000	3,100,000	2,550,000	3,900,000	3,100,000	3,250,000
1,750,000	2,050,000	2,600,000	2,500,000	3,350,000	2,900,000	2,600,000	2,600,000
7,050,000	6,900,000	7,750,000	8,400,000	7,450,000	8,300,000	8,850,000	8,050,000
7,350,000	7,950,000	7,000,000	7,850,000	8,400,000	6,900,000	7,450,000	8,800,000
4,300,000	5,050,000	4,800,000	4,700,000	4,750,000	3,600,000	5,450,000	4,650,000
6,300,000	5,250,000	5,950,000	4,700,000	6,100,000	5,200,000	5,300,000	5,750,000
2,400,000	3,100,000	2,450,000	2,500,000	2,650,000	2,500,000	2,350,000	2,700,000
8,950,000	10,400,000	9,400,000	8,400,000	8,500,000	7,700,000	9,900,000	9,150,000
3,450,000	3,450,000	3,900,000	4,200,000	3,350,000	3,050,000	3,000,000	3,650,000
4,000,000	4,550,000	3,900,000	3,500,000	3,650,000	3,050,000	3,800,000	3,900,000
2,750,000	2,800,000	3,950,000	4,000,000	3,550,000	3,600,000	3,700,000	4,200,000
3,750,000	4,650,000	4,150,000	3,900,000	4,550,000	2,900,000	3,350,000	4,050,000
7,950,000	7,750,000	10,350,000	9,650,000	9,300,000	8,900,000	9,150,000	10,500,000
6,900,000	6,500,000	6,650,000	6,350,000	6,550,000	6,100,000	6,100,000	7,450,000
2,300,000	3,000,000	2,150,000	2,350,000	1,600,000	2,550,000	2,300,000	2,350,000
2,600,000	4,250,000	4,500,000	3,100,000	3,600,000	3,750,000	4,300,000	4,300,000
5,550,000	4,750,000	5,700,000	5,050,000	5,450,000	5,750,000	5,350,000	5,950,000
1,300,000	1,900,000	2,100,000	2,350,000	1,850,000	2,250,000	2,300,000	1,650,000
3,500,000	1,650,000	6,300,000	3,550,000	2,600,000	4,900,000	3,750,000	4,550,000
3,100,000	3,150,000	2,950,000	2,900,000	3,800,000	3,850,000	3,200,000	3,650,000
9,550,000	8,500,000	8,300,000	9,300,000	9,550,000	8,450,000	9,500,000	10,450,000
950,000	900,000	850,000	1,200,000	800,000	1,300,000	1,150,000	1,400,000
4,150,000	4,850,000	6,150,000	4,450,000	4,600,000	4,900,000	4,750,000	5,000,000
3,100,000	2,700,000	4,700,000	3,900,000	3,550,000	3,100,000	3,950,000	3,850,000
883,900,000	898,050,000	923,200,000	936,000,000	939,500,000	925,850,000	948,400,000	1,040,400,000

市町村別健康診査受診率の状況

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福島市	23.99%	24.80%	24.39%	28.83%	30.07%	30.17%	31.59%
会津若松市	4.83%	4.01%	4.51%	22.96%	24.25%	26.86%	29.96%
郡山市	5.00%	4.39%	4.02%	17.62%	19.14%	20.44%	21.55%
いわき市	19.97%	20.57%	20.50%	18.44%	18.92%	21.10%	22.05%
白河市	5.03%	15.02%	15.60%	15.58%	16.77%	17.81%	19.00%
須賀川市	18.53%	16.65%	15.03%	17.58%	18.14%	20.63%	21.97%
喜多方市	2.66%	5.38%	4.96%	7.49%	8.34%	9.13%	8.97%
相馬市	11.35%	9.62%	9.13%	16.81%	16.37%	14.98%	16.71%
二本松市	13.58%	12.10%	11.29%	12.72%	12.97%	13.24%	14.15%
田村市	20.79%	20.74%	19.72%	18.32%	17.26%	19.18%	19.88%
南相馬市	6.29%	7.03%	6.97%	3.10%	3.52%	11.58%	11.44%
伊達市	15.92%	14.79%	14.08%	15.72%	15.95%	16.85%	17.82%
本宮市	16.12%	9.27%	9.62%	24.56%	25.69%	23.73%	24.39%
桑折町	14.85%	15.68%	14.90%	16.56%	17.88%	20.99%	23.23%
国見町	26.65%	24.52%	24.20%	21.59%	23.97%	23.58%	24.52%
川俣町	18.73%	17.57%	17.00%	15.52%	15.79%	17.11%	15.72%
大玉村	23.16%	21.90%	22.25%	20.31%	23.54%	22.47%	24.21%
鏡石町	18.37%	16.51%	16.41%	15.54%	15.71%	17.06%	21.31%
天栄村	9.29%	10.05%	9.53%	8.15%	8.22%	9.61%	10.96%
下郷町	7.85%	6.44%	6.36%	21.09%	17.99%	21.66%	23.71%
檜枝岐村	4.92%	6.56%	3.28%	34.15%	32.54%	31.78%	32.06%
只見町	13.36%	13.07%	10.50%	27.46%	27.55%	29.67%	32.74%
南会津町	31.42%	28.71%	27.29%	25.49%	25.94%	26.18%	25.58%
北塩原村	3.88%	8.32%	9.15%	10.26%	9.44%	11.40%	14.75%
西会津町	37.37%	35.79%	35.51%	37.04%	36.57%	38.72%	38.33%
磐梯町	2.26%	0.83%	1.07%	18.01%	18.87%	22.51%	23.77%
猪苗代町	9.31%	6.39%	6.28%	9.34%	11.24%	11.65%	9.70%
会津坂下町	8.84%	8.44%	8.39%	9.06%	9.78%	9.73%	10.38%
湯川村	27.59%	26.21%	22.11%	20.33%	22.90%	21.83%	26.82%
柳津町	10.65%	12.92%	14.27%	33.77%	34.69%	36.35%	37.92%
三島町	19.61%	22.46%	20.99%	20.93%	18.45%	20.40%	18.74%
金山町	37.30%	36.34%	37.30%	36.24%	36.54%	37.07%	42.45%
昭和村	33.22%	34.31%	34.85%	38.07%	40.28%	40.74%	42.50%
会津美里町	18.57%	17.35%	15.66%	15.76%	15.91%	17.06%	18.39%
西郷村	8.20%	8.02%	8.74%	10.73%	12.81%	13.83%	17.82%
泉崎村	8.26%	8.06%	9.05%	9.06%	12.10%	14.54%	15.80%
中島村	4.13%	5.63%	3.93%	15.28%	14.95%	14.45%	14.82%
矢吹町	7.86%	7.51%	7.48%	17.31%	18.81%	19.57%	21.80%
棚倉町	24.18%	29.01%	28.58%	28.22%	25.68%	27.58%	23.92%
矢祭町	24.18%	23.93%	25.21%	23.85%	26.15%	26.19%	29.50%
塙町	10.60%	13.31%	12.31%	28.78%	31.18%	31.24%	30.51%
鮫川村	37.56%	40.95%	38.83%	41.81%	41.90%	42.63%	42.98%
石川町	10.18%	12.91%	11.35%	11.66%	10.52%	11.73%	11.74%
玉川村	20.94%	19.13%	19.07%	17.38%	18.73%	19.40%	21.21%
平田村	8.84%	10.99%	9.37%	11.13%	13.11%	14.73%	13.89%
浅川町	21.26%	22.13%	20.43%	23.38%	24.95%	25.64%	25.84%
古殿町	5.30%	2.80%	3.83%	6.03%	7.05%	6.05%	7.51%
三春町	17.84%	17.60%	18.11%	15.87%	17.92%	17.12%	18.98%
小野町	12.30%	12.10%	11.35%	12.35%	13.89%	14.63%	15.54%
広野町	17.68%	19.68%	19.71%	15.19%	21.78%	23.17%	22.26%
檜葉町	26.34%	28.06%	26.28%	11.54%	15.52%	14.98%	20.50%
富岡町	19.71%	15.93%	17.88%	15.59%	18.61%	18.85%	22.62%
川内村	41.87%	41.59%	37.65%	26.84%	29.37%	30.76%	34.54%
大熊町	24.19%	26.28%	24.07%	13.88%	19.69%	19.85%	18.58%
双葉町	29.79%	29.14%	26.17%	16.53%	19.25%	13.35%	15.43%
浪江町	22.57%	21.80%	20.13%	11.83%	16.92%	20.79%	23.69%
葛尾村	37.16%	39.27%	38.19%	29.11%	38.53%	40.25%	39.93%
新地町	38.49%	37.51%	35.30%	33.41%	35.10%	37.50%	41.05%
飯館村	20.27%	20.28%	20.88%	18.33%	31.23%	30.01%	30.96%
福島県	15.19%	15.33%	14.93%	18.66%	19.68%	21.10%	22.23%

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
31.77%	32.21%	32.92%	32.82%	32.75%	31.47%	31.66%	33.43%
30.84%	30.19%	31.76%	32.29%	32.66%	30.86%	29.48%	30.47%
23.02%	23.73%	24.96%	26.33%	26.74%	22.50%	24.43%	26.28%
22.35%	22.27%	23.68%	23.56%	23.92%	19.46%	20.40%	24.29%
20.16%	19.84%	20.59%	20.87%	21.79%	11.83%	18.18%	19.38%
23.63%	26.26%	32.46%	32.36%	32.62%	26.95%	31.52%	34.21%
11.90%	13.65%	15.20%	17.16%	18.01%	11.59%	14.69%	17.88%
17.72%	20.33%	19.65%	19.36%	20.10%	18.14%	22.44%	24.20%
15.33%	16.46%	17.74%	18.84%	19.99%	17.36%	18.31%	20.20%
19.97%	20.97%	22.20%	21.37%	21.98%	16.25%	15.75%	23.10%
11.73%	13.48%	15.79%	15.72%	15.11%	13.28%	18.07%	20.68%
19.61%	21.30%	22.34%	23.94%	25.30%	19.02%	21.81%	24.59%
25.40%	26.70%	27.88%	27.90%	29.99%	26.64%	25.28%	28.82%
24.44%	24.70%	24.68%	25.46%	25.88%	22.06%	26.96%	29.85%
26.33%	26.71%	28.72%	30.07%	30.19%	11.88%	22.01%	28.16%
16.95%	16.76%	16.04%	26.92%	25.79%	24.51%	23.35%	30.36%
27.22%	26.80%	27.94%	28.95%	28.89%	29.58%	30.46%	32.84%
21.59%	23.14%	25.52%	27.21%	28.63%	21.91%	21.04%	24.21%
10.91%	12.36%	12.92%	12.17%	11.66%	7.39%	13.79%	18.15%
19.72%	20.27%	20.64%	21.55%	20.90%	23.52%	20.58%	21.12%
33.33%	31.58%	33.09%	40.48%	41.04%	43.41%	47.54%	47.93%
33.20%	34.31%	35.51%	33.80%	32.78%	18.66%	28.03%	34.72%
25.39%	24.37%	26.35%	26.90%	25.69%	14.15%	17.56%	20.38%
15.81%	19.11%	20.17%	20.55%	23.38%	21.83%	28.36%	29.38%
37.67%	39.08%	36.57%	37.88%	39.75%	39.63%	40.25%	41.20%
25.69%	23.28%	24.43%	24.35%	24.96%	21.01%	27.08%	29.69%
10.94%	11.23%	11.28%	12.01%	12.49%	14.18%	13.74%	14.97%
12.09%	13.08%	13.26%	13.01%	13.18%	9.54%	11.40%	11.60%
30.57%	27.54%	27.01%	30.42%	30.25%	32.75%	35.92%	35.69%
37.63%	41.28%	41.72%	38.50%	44.43%	37.84%	41.08%	45.16%
20.92%	24.27%	22.45%	24.90%	28.73%	25.17%	32.54%	39.69%
40.94%	43.47%	39.90%	42.06%	43.28%	29.74%	43.48%	41.92%
38.37%	41.26%	42.44%	44.95%	39.62%	0.00%	43.77%	41.01%
18.65%	19.98%	23.49%	23.99%	24.42%	22.83%	23.96%	24.63%
17.88%	20.45%	21.02%	24.05%	24.09%	24.02%	25.60%	28.54%
17.26%	19.71%	21.09%	22.44%	22.71%	19.54%	22.97%	24.24%
17.57%	17.04%	16.04%	20.30%	20.13%	19.30%	23.60%	24.30%
23.88%	24.34%	23.38%	23.56%	24.63%	16.32%	23.28%	25.21%
26.02%	26.00%	26.84%	26.58%	27.39%	22.30%	25.42%	30.11%
33.07%	29.20%	30.21%	28.21%	27.10%	25.59%	29.27%	31.20%
30.27%	32.80%	33.87%	30.93%	30.92%	28.06%	30.03%	35.04%
44.29%	44.31%	50.36%	51.42%	48.02%	45.75%	53.51%	50.94%
13.42%	14.00%	14.73%	15.47%	14.96%	12.97%	15.01%	17.52%
20.33%	21.67%	22.12%	22.22%	23.65%	21.28%	25.22%	25.73%
14.03%	13.43%	14.42%	16.86%	16.87%	14.85%	19.12%	20.05%
27.42%	26.50%	25.86%	25.61%	25.71%	24.72%	23.12%	24.03%
7.74%	10.07%	10.78%	10.38%	10.11%	10.29%	10.96%	13.57%
19.38%	19.57%	19.95%	20.76%	21.31%	11.25%	25.38%	27.77%
16.72%	16.71%	18.05%	18.06%	19.59%	16.02%	19.28%	18.98%
24.32%	27.60%	29.47%	30.13%	31.54%	30.94%	34.82%	37.11%
20.34%	18.99%	21.82%	23.54%	24.62%	28.15%	28.67%	33.37%
22.98%	23.77%	24.05%	27.53%	27.67%	25.07%	21.61%	25.03%
35.68%	35.99%	37.67%	38.22%	37.46%	35.40%	36.13%	34.64%
20.72%	23.25%	24.72%	25.97%	26.56%	26.15%	26.53%	28.46%
18.49%	22.93%	23.94%	23.34%	23.36%	22.39%	22.69%	24.57%
23.42%	22.50%	24.70%	30.58%	30.31%	23.84%	26.76%	27.44%
37.50%	33.83%	33.65%	29.57%	31.91%	30.15%	30.91%	31.00%
35.12%	37.59%	36.92%	40.24%	38.75%	35.22%	38.61%	40.86%
31.12%	32.48%	31.02%	28.48%	28.88%	26.34%	27.74%	29.36%
23.07%	23.78%	25.06%	25.71%	26.07%	22.16%	24.12%	26.65%



- 住 所：福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館内
- 電話 番号：024-528-9025 (代表)
- FAX番号：024-521-0254
- 広域連合HP：<https://www.fukushima-kouiki.jp>